

会報

第33号

国立大学協会

昭和41年8月

会 報

(第 33 号)

目 次

近 時 雑 感 (ヒウマニズム)	長谷川 秀 治	(1)
福岡教育大学の統合校舎について	玖 村 敏 雄	(4)

A 事業報告

1. 諸会議議事要録	(10)
(1) 理事会議事要録 (昭和41. 6. 20)	(10)
(2) 第37回総会議事要録 (第1日)	(11)
(3) 第37回総会議事要録 (第2日)	(15)
(4) 第5回事務連絡会議議事要録	(18)
(5) 第1常置委員会議事要録 (昭和41. 5. 17)	(20)
(6) 第1常置委員会議事要録 (昭和41. 5. 30)	(21)
(7) 第1常置委員会議事要録 (昭和41. 6. 8)	(21)
(8) 第1常置委員会議事要録 (昭和41. 6. 22)	(22)
(9) 第2常置委員会議事要録 (昭和41. 6. 20)	(22)
(10) 第3及び第4常置委員会合同会議 議事要録 (昭和41. 6. 20)	(23)
(11) 第5常置委員会議事要録 (昭和41. 5. 25)	(24)
(12) 第6常置委員会議事要録 (昭和41. 6. 20)	(26)
(13) 第7常置委員会議事要録 (昭和41. 6. 22)	(27)

(14) 第16回大学運営協議会議事要録

(昭和41. 6. 6)

2. 諸会合 (昭和41年5月～6月)

B 要望書

欠員不補充について

C 資 料

1. 管理職員等 (国家公務員法) の範囲 その他	(32)
(1) 管理職員等の範囲 (人事院規則 17-0)	(32)
(2) 職員団体の登録 (人事院規則17 -1)	(36)
(3) 職員団体のための職員の行為 (人事院規則17-2)	(37)
(4) 人事院規則17-0 (管理職員等 の範囲) の公布について (通知)	(37)
(5) 国家公務員法の一部を改正する 法律等の施行について (通知)	(39)
2. 大学院の単位の大学間における 互換について	(41)
(1) 関東, 東北6大学の協定	(41)
(2) 関西4大学の申し合わせ	(41)

3. 昭和40年度大学卒業者就職状況調査
結果の概要.....(42)

2. 科学者待遇問題に関するシンポジウ
ムについて.....(46)

3. 寄贈図書.....(46)

D その他

1. 学長・役員等の異動について.....(46)

近 時 雑 感

(ヒューマニズム)

長 谷 川 秀 治

私は昨年、戦後初めて韓国を訪問した。十数年前、所謂朝鮮動乱のために、かなりの疲弊をしているらしい様子がうかがわれ、気の毒に思った。然し国民が一体となって真剣に国の建て直しに邁進している姿も見受けられ20年後の韓国はさぞかし立派な国を実現するだろうと思われた。現在この韓国に欧米諸国が、援助の手をのべている事も到るところに見られた。就中、私が胸をうたれたのはスカンデナビア諸国即ちスウェーデン、デンマーク、ノルウェーの3国が共同して国立医学中央病院 (National Medical Center) を経営している事であった。5カ年計画で毎年150万米ドル、即ち邦貨5億4,000万円を支出して、病床数400、毎日の外来患者700人の診療に当たっている。昨年で5カ年が期限切れになったので更に本年からは又、5カ年同じ事を継続する契約をした。この外、本年は、太田にも病院を作り、毎年、7,000万円宛、寄附をするそうである。スカンデナビアは私の知る範囲では、東南アジア、アフリカ等にも此のような援助の手をさしのべている。スカンデナビアといえは3国併せても人口1,700万の小国ではあるが、富の程度は勿論、世界の富裕国である。これらの国は皆、キリスト教国であって、そこに精神的支柱のある事を注目したい。国連憲章によれば、先進国のランキングにある国々は、国民所得の1%を経済的に恵まれない発展途上にある国々に対して援助する事が申し合わされているので、スカンデナビアは忠実に之を実行している事は明かである。我が日本国に於ても数年前から所謂先進国の仲間に入れられて、之を実行しなければならぬので、色々、研究、実行に取りかかっているやに推察される。その援助が果して、スカンデナビア諸国の様に、純然たるヒューマニズムに基いているか否かに就ては、疑問の点が多々あるのは遺憾である。近時私共の畏友、宮崎松記博士は一身を挺して、インドに赴き、通称300万人のライ患者のために今働いておられる。之がためにアジア救済協会が設立されて、日本全国民をあげて応援せんとして大々的の募金運動がなされている。即ち経済界の重鎮石坂泰三氏を後援会長に政財界の重要な人々は殆んど関与し、故池田総理も協会の発会式には参列して、此の有意義なる事業に政府も大に応援し度いと挨拶を述べられた。2億5,000万円の募金が3年間かかって、漸くこのほど成功に近づいた次第である。此の募金の中には、小、中、高、大学生の10円献金も含まれている。一方インド政府は日本のこの壮挙に非常に感謝してニューデリーの南方、200キロにあるアグラの景勝地に13万坪の土地を提供した。こうして漸くインド救済センターが建設されて150人位の患者が近く収容される見込である。研究室には電子顕微鏡等も備えて、研究も充分出来る様になる。此の施設はインド側の要望もあって、将来は世界中が共同利用するライの研究センターとして運営される予定である。

インドに於ては官民こぞって意外に大きな反響を惹き起している。他方ニューデリーには既にニューデラールランドから10億円の寄附により医学研究所が出来ているし又、之に続いてアメリカ特にロックフェラー財団からは30数億円の寄金により大きな病院が出来上り両者を併せて All Indian Medical Sciences として約1,000名近い一般患者を収容し医療をしている。ライに関しても西ドイツ、スウェーデン、ベルギー、

スイス等が施設を作っている。話は少しそれるが、ソ聯の如きはビライ鉄鋼所 (Bhilai Steel plant) を作り、約500億円の借款を与え、尚現在までにソ聯は40カ所以上のプロジェクトに1,900億円に相当する援助を与えているというから、所謂先進国の未開発地域に対する態度は、我が国に於ては一寸想像も出来ない状態といわなければならない。ヒューマンイズムの程度を物質をもって計るとすれば、日本人の目盛りは実は低い事になる。インドに於てはかねて、過去の日本の軍国主義には非常に低い評価しか与えて居なかった様である。ガンジーの非暴力主義を奉ずるインドとしては当然の事かも知れない。8年前に筆者がインドに行った時は日本を十指の中にも入れてくれなかった。処が今回インドを訪問して驚いた事には恐らく、対外感情としては世界で1位に評価しているらしいとの話を聞いた。さすがにソ聯に対しては第2位であるという。日本の僅に2億5,000万円の援助でかくまで、インドの日本に対する国民感情が高くなったのは何故だろうか。その理由を色々分析してみると宮崎博士達の一行救ライ団の仕事の仕振りを見てその真心と勤勉と、友愛と努力を認め、今まで日本人に対してもっていた感情に激変を来した。日本人に、こんな崇高な仕事が出来ると、驚いたらしい。宮崎救ライ団を JALMA (Japan Leprosy Mission For Asia) といっているが、事実インドでは JALMA といえば、税関も殆んどフリーパス、街を JALMA の標識をつけた車であるけば皆、好意あるまなざしで眺める。ニューデリーにある日本大使館の話でも、外交団の中の大きな話題の中心であるといい、板垣インド大使も、若し此の仕事が不成功にでもなれば、自分はインドに居れない事になるかも知れないという程であるという。私がインド首相、インデラ・ガンジー夫人にあった時も一番先にふれた事は JALMA の事で人の忌み嫌ふあの病人を進んで街頭で世話している日本の医療団に対して、厚く御礼を述べ度いとの事であった。宮崎博士等の住むアグラの温度は今室内で50°C を記録しているという。インド側からは勿論、無報酬であり、日本としても前述の様な募金状態であるから極めて薄給しか出してない。インド側の感謝するのもよく理解出来る。私は JALMA の仕事をじかに見て日本人の中には、こんな偉大なるヒューマンイズムを持ち合せている人々も居る事に感心した。

併し、一方募金関係の人々の苦勞の程を見て、殆んど大多数の人々が、ヒューマンイズム等というものを理解しない事実を思い合せ総ての方面に Unbalance な国民であり、之が日本の現実の姿でもある様に思う。私は1953年に北米、カルフォルニア大学に癌研究の大家である木下良順博士を訪問した事がある。パサディナにささやかな癌の研究所を作るためにテレビで1時間丈け癌に関する講演を行い、60万ドル即ち2億1,600万円の寄附を1カ月間に集め度いという事を大衆に要請したという。1時間のテレビが終らない間に電話で既に5万ドル即ち1,800万円の寄附金の申込みがあったそうで、丁度1カ月で60万ドルが集った。直ちに研究所設立にかかり1年後には出来上り、今度は経常費を更に60万ドル、テレビで要請すると又、1カ月で所要額は集ったという事を聞いた。

アメリカの国民所得は日本の3.5倍であるから貨幣価値もちがうが、日本では考えられない事である。先年私はフランスのパリに旅行してパスツール研究所を訪れた。門を入れて右側に可なり広場があった。2年後に訪問するとその広場には立派なヴァイラスの研究所が建って、動物小屋には80匹の猿が飼育されて、盛なる研究が行われている。驚いて主任教授のレピータ博士に事の由来を聞くと、ある夫人が主人に死なれ、その遺産を12億円ばかり寄附したのでそれで建てたと事もなげに話しておられた。別段珍ら

しい話でもないらしかった。有名なるスエーデンのノーベルは、ダイナマイトを発明し、これが将来、戦争等の恐い事に使われるのを非常に心配しその全利益を、人類福祉のためにのみ使用する様、特に遺言した。之が今日のノーベル賞の基金である事は有名なる事実である。私は、ストックホルムに滞在中、ノーベル家の家族について色々見聞きした。ノーベル一家はスエーデンの中々の名門であるが、ノーベル基金を寄附した一族は、既にスエーデンを去り、パリでささやかな生活をしておられる事を聞いて襟を正した。日本の事情と、欧米における色々の事情とを、あれやこれやと考え合せて見ると、欧米諸国のもの考え方には何処かに底知れぬ深いものがあるように思う。キリスト教の聖書の中に「カイザルのものはカイザルに、神のものは神に返しなさい」—マタイ伝22章17節、マルコ伝12章12節、ルカ伝20章22節—というキリストの言葉が何か所にも出て来る。之が彼等の生活の中に溶けこんで生きている。

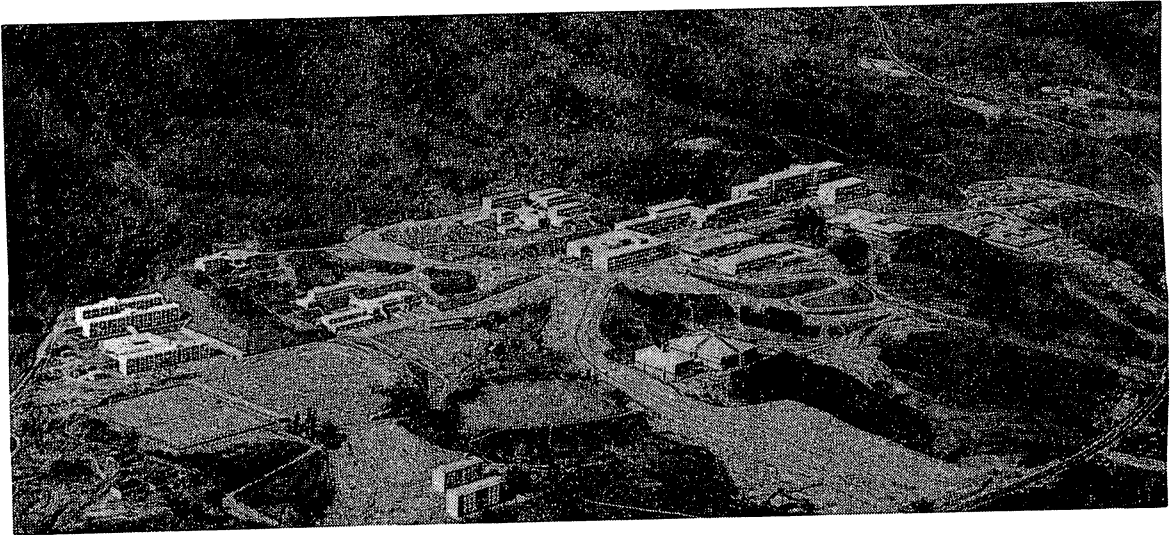
此の文句のみならず聖書中の一行一句が総ての社会人の頭の中に世代を重ねている間に浸みこんでいて、機会ある毎に直ちに、反射的に、打てば響くが如くに、何ものかを呼びおこす。それが前記ヒューマンイズムの精神になるものと思われる。日本には残念乍ら、国民的フィロソフィー—とか、精神的なあるものが欠けている様に思う。此のバックボーンがあつて初めて、今の動揺する日本の状態等も安定し、発達すると思う。しかしバックボーンが簡単に得られるものではない。

此の難しい仕事こそが、我が国大協に課せられている最大の仕事ではあるまいか。言葉をかえて言えば教育によってのみ初めて、成功する事であらう。

戦争によって極貧に陥り、漸く経済的に少し立ち直ったかと思うと、あるアフリカの国からは日本は economic animal であると言われ、又、アジアのさる国からは economic slave であると罵られている。精神的訓練の少ない日本の商法が早くも世界の国々を刺激している様である。文盲率の少い事は世界一、即ち教育の普及は世界に冠たるものであり、大学教育を受けんとするもの数はアメリカに次いで、世界第2位。兎に角、向上心もあり、努力もする国民であり乍らどうしてこんな貧弱なことになるのか、こんな事では、我が民族の将来は実に悲観すべき運命を辿るのではあるまいかと心細くさえる。然し、静かに我が国の歴史をふりかえって見ると、明治以後7、80年間で立派な国を作りあげ、あの大戦争に突入して、敗戦後は惨めな姿になったが、その後の努力により一応立ち直った。此处で所謂、乗るかさるかの瀬戸際に立たされている現状であるが、教育の世界から見ると、必ずしも樂觀の出来る状態とは考えられない。一度武器を捨てた日本である。精神的支柱をもたなければ、世界の仲間入りは出来ない事は明かであるし、この支柱を与えるのが教育の本態である事も明かである。そこで宮崎博士等のインドでやっている仕事が今や、国際場裡にのり出して、日本の生きる道を暗示している一つの大きな仕事であるとさえ私は見ている。インドの人々の言葉をかりて言えば、アグラにあるタジマハールはシャージャハン王の故妃に対する愛情の現れに過ぎないが、日本の JALMA の仕事は日本人の人類愛の大きな表現であると、云って称讃している。

一日も早く JALMA の仕事を成功させて、世界のライ患者をなくする運動のメッカとし度いものである。世界のライ患者は主として熱帯地方に散在しその数は、1,000万乃至1,500万といわれ、悲惨を極めている病気であるが、之という極め手は何処の国も、持っていない状態にある現在、その願いや切なるものである。

(筆者 群馬大学長、医博)



福岡教育大学全景

福岡教育大学の統合校舎について

玖 村 敏 雄

昭和24年6月、新制大学としての福岡学芸（現、教育）大学は二つの旧制師範学校と一つの青年師範学校を統合して誕生した。しかし校舎としては福岡・小倉・久留米・田川の4市にあった旧師範学校の男子部または女子部のそれを分校とし、新たに県が寄附した福岡市内の旧制中学校を本部校舎として使った。旧青年師範学校もしばらくは存続したが、これはまもなく久留米分校に吸収された。分校では第1、2年次の学生を教育し、本部では第3、4年次の学生を収容した。当時本省としてはどこか1か所に統合するよう強く望んだのであるが、福岡県ではそこまで行くにはまだかなりの距離があったようである。4つの分校はそれぞれ県下経済圏の中心都市であり、政治的にも力のバランスが保たれていた。それに2つの師範学校卒業生の現役勢力もほぼ伯仲していて県下の教育界を両断し、互に譲らない構えにあった。どこか1か所へまとめるべきであるという考え方は一応認めるにしても、その1か所がきまればその他は廃止となるのであるから、結論は容易に出ないのである。こうして本学はその発足点において中途半端な姿勢をとってしまった。もっともこれは北海道、東京、新潟、静岡、愛知、大阪など2つ以上の師範学校が統合された場合同じような形をとったので別に不思議ともいえないが、北海道は特別の例外と見るにして、福岡のように4市にまたがり、5つの校舎に分かれたことはいかにも困った形で始まったといわねばならない。なるほど各地元の要望をいれて無理をしないで移行措置をしたのだといえればそれまでであるが、当時最もつよく要請された教員養成のための新たな建学の理想があいまいのうちに埋没された。昭和18年専門学校程度の学校になったばかりの師範学校の研究と教育のレベルを大学の名にふさわしく整えようとする構想と意気込みを少からずぼかしてしまう結果になった。

もともとそれぞれの分校では2年間300名以下の学生に対し30名前後の教官を配し、人間関係ゆたかな教育環境をつくり得たし、それぞれ地元との協力関係もうまくいって、小規模であることの長所をよく生かし、一応の教育的成果はあげたのである。しかしながら1つの予算を5つに配分することによる経費の絶対的な不足、設備備品の重複による不経済、事務連絡費の無駄などはまぬがれない。それよりもさらに根本的な障害は5か所に配属された教官はほとんどすべて他の分校か本部かの兼務でなければカリキュラムがこなせない。これに費す時間と労力の空費は、それに必要な旅費の問題などを超えて、学問の府であるべき大学にとっては致命傷である。

このようにして5年たち10年をすごしているうちに教官も学生も考えるようになる、これが大学という名にあたいする学校であろうかと。そうして心ある教官達は、つぎつぎに就任して来た助手や講師級の若い人達の切ない願いにはげまされて、真剣に統合ということを考えるようになり、学生達もこれに呼応するかのように統合への熱望を年毎にたかめた。

ここで最大の障害は二つの旧制師範学校同窓会がそれぞれの地元と結びつきの反対論ないし運動であった。4つの分校のうち、もと男子部のあった福岡市と小倉市の両方に4年課程を置くことにすれば、問題はかなり容易に解決したであろう。ところが当初は福岡市の本部を拡張してここに統合しようとする動きがあって、小倉側がこれにまっこうから反対するという形勢であった。この問題は前に挙げた同一府県内に2つ以上の師範学校のあった地方でもほぼ同じような事情にあった。東京都だけがいち早く小金井への統合に成功したが、その他はいっこうにはかどらなかつた。というのは同じ事情の下にある各地方の同窓会がたがいに連絡しあって対策を議し、地元出身の国会議員の応援を得て、統合反対の陳情運動をくりかえしまきかえした。この運動には地元の都市が合流し、大学内の教官の一部もこれに参加したからたまらない。そんな情勢の中であって文部省の主脳部も時によってその方針を動揺させたために、統合問題は一大学で単独に決定することの困難な政治問題に変質し、むなしく10数年を経過したのである。

福岡の場合は発足のはじめから統合論をとこなえた者もあり、歴代の学長もまた無関心ではなかつたが、前記のような事情のゆえに機は容易に熟さなかつた。ところが前学長石橋忠次氏の時代になって統合要望の声はようやく高まり、2つの旧制師範閥の対立が県下の教育に大きなマイナスであるという世論も、統合難の背後を衝く議論との関連において、公然ときかれるようになってきた。学内では情実や個人的な利害をこえて、純理論的に公正に問題と取り組まなければならないという論が出はじめた。ここで分校単位に賛否をいわないで1人1人がよく考えることによつて態度を決しようという方向に傾いた。同窓会関係の人達も必ずしも一致して反対ではないことが明らかになり始めた。第3の適地という考え方がひらけてくるようになって今までのほげしい対立は緩和されるようになった。統合調査委員会の審議もはかどり、各々候補地をあげて共同踏査をすすめて、比較検討し、重ねて、ついに宗像郡宗像町赤間を最適地として選んだ。宗像町は福岡市と小倉市とのほぼ中間にある国鉄沿線の人口約2万4千の小さい町である。委員会は町当局との交渉により、こちらが希望する国有林城山のみもと約40万平方メートルを提供するほかこちらの要望をほとんど認めて歓迎するという。それにまた思いもそめずこの町が石油王出光佐三翁の出身地であると知らされた。そこで委員代表は東京に翁をたずねて援助を求めたところ、かねてから義務教育の重要性に着眼されていたことであるため、その教員養成機関としての大学ということであればというわけで、取り

あえず3億円の寄附を内約された。以上の経緯は本部分校に伝えられ、統合問題はよいよ最後の段階にたどりついた。昭和36年4月、全学教官会議が開かれ、宗像町へ統合校舎を建設するという原案を審議した結果、3分の2以上の賛成を得て可決された。この日の結果如何を待ちわびていた学生達は、会議が終わったところで学長に広庭へ出てもらい、可決の発表をきいて謝辞をのべ、歓呼の中に学長を胴上げしたという。

このことにつき、県当局、関係各市および同窓会の1部からは、あらかじめ何の連絡もしないで、大学が一方的にこの重大決定をしたことに対しかなり強い批判の声もあったが、そうなるのが当然であるという支持の声もあった。ともあれこれはきわめて重要な歴史的意義をもつものであろう。当時本省はこの問題をむしろ敬遠していたのであるから、もちろん行政指導などしなかった。外部から多少の圧力があることも感じとっていた。そんな中で大学がその本来の使命達成をめざしての純粋な立場に立ち、給与の上では4級地から無給地に移ることによって受ける不利益も承知の上で、全く主体的にこの決定を行なったことはりっぱであるというほかない。この間石橋学長は旧福岡師範学校の出身であったために、そうでない学長の場合に比べて、はるかに多くの苦難を負わされたことを附記して特に感謝しなければならない。

石橋学長退任のあとにわたくしが推されたとき、わたくしは統合実現のために就任するのだと覚悟して、それを承諾した。もっとも数日の猶予を乞うた間に私は上京して文部省に内藤次官をたずねた。本省のこの問題に対する方針をただすためであった。次官によればこのことについて首脳部の会議などしたことはないから、明日の午後まで待っていてくれということであった。次の日わたくしの得た答は、本省としては積極的に推進はしないが、現場の諸情勢がまとまってくるなら善処する、これからの学長の動きにブレーキをかけることはしないというのであった。この答えは煮えきらないものといえまさにそうであったが、個人としての内藤さんの顔面筋は大いにやってみよとわたくしを励ますように動いた。思えば発足当時わたくしは文部省の主管課長として学芸大学は1か所に統合すべきであると主張して実は敗れたのである。そのわたくしが10数年を経た今になって自分でそのことに当る地位に就くとはまことに運命の不可測である。運命といえば、それから10数日後、わたくしが学長任命の辞令をうけたのは荒木文部大臣の手からであった。そのとき大臣は「わたしはあなたの敵ですよ」と開口一番の笑いである。福岡県南部出身の大臣は地元国会議員の1人として、先年統合校舎は福岡市に決定してほしいと陳情したことがあるからである。そこでわたくしも「じゃ、一戦をまじえましょうか」と応えたことである。

昭和37年2月、学長に就任してからのわたくしは、次の年の概算要求に統合校舎の建設を乗せることを目途に、いそがわしく動いた。先ず前学長時代に決議したことをうけつぎ、これが実現のために全教官の一致協力を申しあわせ、統合調査委員会を再編強化し、しばしば会議をひらき、決定したことは全教官に周知徹底させ、学長はその線に沿うて動くという原則を立ててもらった。そうして最初にしたことは地元の各市および同窓会の首脳部の方を歴訪し、統合のやむを得ない事情をくわしく説明して諒解を求めることであった。ただ1回だけというような形式的な仕方ではなく、すべて2回以上面談した。ただし賛否はきかないで大学側の意志を正しく伝えることにとどめた。そうしていつとはなく各市とも積極的な賛成は得られなかったが暗黙の諒解にまでは達したように感じた。次は県出身の国会議員達に諒解を求めなければならぬ。中には公然と反対を表明している人達もあってどうなることかと心をいためた。分校主事

その他の教授に動いてもらって個人別の説得にもつとめ、ついに9月はじめ東京で超党派の朝食会を開いてもらうことになった。その席上でわたくしはこの際統合を断行して大学らしい大学にしなければ悔いを後世にのこすことを説いて協力を求めた。反対派と目された人達も統合の必要は学長以上に承知しているという発言をされたので、わたくしはうれしくなってしまった。結局超党派で統合の実現に協力し、地元の説得にもつとめるという申し合せが成立し、 剣木、 簡牛、 豊瀬の三氏が連絡委員ということにきまった。従来2本立て論者であった剣木元文部次官が地元の反対を承知の上で一本化へ踏みきられた勇断には特に感動をおぼえた。この三氏にはいろいろと必要な注意と勧告をうけながらわたくしどもは目的実現にむかって動いた。本省では内藤次官のあとを小林行雄氏がつがれ、統合への傾向はしだいにつよまって来た。荒木大臣はきわめて慎重に諸般の情勢を検討され、原則的には賛成でありながら、いよいよ断を下されるまでにはかなりの時間をかけられたようである。そうしてこの年の12月、大臣は小林次官を福岡県に派遣された。次官はわたくしの案内で知事に面会、教授会の決議を尊重して本省もいよいよ統合にふみきることになったと告げられた。知事はしばらく待てとか反対であるとかいわれず、さりとて賛成であるとか協力するともいわれないままでこの会見は終わった。次官は部屋を出るなり、「いよいよ決りましたね」とわたくしにささやかれた。これより先、社会党の豊瀬氏は知事に統合の趣意についてよく説明されてあったのであろうと察しられる。

こうなると文部省に概算要求を出さなければならない。それにはあの広大な変化に富む地形の上にとどのような建築設計をするか、それより前に各学科毎に、また共用建物、学生部関係建物、管理棟などへの割当坪数をきめるという難作業がある。これらはそれぞれの委員会を設けて検討してもらった。同時にまた財源としてあてるために用途廃止後の建物や敷地の評価を財務局にしてもらい、県から返還を求められそうなのと国で自由に処分し得るものとを区別して計算し、一応じゅうぶんにかまえるという結論を出した。校地については地元宗像町が無償で提供するという契約書を出した。出光興産の社長からは国の予算をもってしては当分見込めない建物施設の整備にあてるという条件をつけて3億円の寄附承諾書もらった。建築設計については全体の配置構図を2人の専門家に依頼し、これにもとづいて委員会で検討し、大学側の希望をつけてこれを九大工学部の青木助教授に一任した。当時本省は国立工専増設のため多忙をきわめていたので、青木氏の設計をほとんどそのまま採用してくれた。本学の建築に少からぬ新鮮さがあるといわれるのもこのためである。

さて設計にあたっては、うしろの国有林城山の自然美に調和し、丘あり谷あり池あり小川のある環境をなるべく生かすよう建物を配置し、人文社会学科、数学および自然科学科、音楽、美術、家政学科、保健体育学科、技術学科を別棟とし、図書館と総合教育研究所、学生会館、食堂と管理棟をそれぞれ1棟とする。別に男女別の定員200名の寮も計画にふくめる。一般におろそかにされている小学教育学科の学生のためにもふじゅうぶんながら幾らかのスペースを用意する。教員養成系の学部建物の基準はただいま暫定的にきめられているが、他学部のそれに比べてひどく低い。そこでこの基準でまかないきらぬ部分は出光の寄附をあてる。なお総合教育研究所、技術教育センターの約半分及び教職員会館、学生合宿研修施設を加えて合計4,238平方米、会館暖房施設はすべて出光の寄附金で造ることにした。このような計画は原則的に文部省の承認を得ることができた。そうして38年度から着工することとなり、初年度に人文社会関係

の研究室講義室と共に共通講義室の一部合計4,961平方メートルの建築が認められた。つづいて第2年度16,710平方メートル、本年度13,246平方メートルが国費で建てられた。これで出光の寄附分を合せて、当初計画の9割ができ上がったことになる。金額にして国庫から11億3千余万円、出光から1億6千余万円である。このほか整地費や環境整備費の一部はすでに支出済みである。

現在のところ第3、4年次の学生1,000余名がこの統合校舎で教育をうけている。この秋には4つの分校からの約1,000名がここにひきあげて来ることになっている。保健体育学科の研究室や保健管理室がまだ出来ていないシグラウンドが整備されていないことと、寮の収容人員が希望する者より少ないのに下宿屋というべきものがまだ発達していないので、この秋になるとかなりな混乱がおこるのではないかと心配される。

百里の道をゆくものは九十里をもって半ばとせよという言葉がいまのわたくしどもには痛切にひびいてくる。国有財産を処分して特別会計にくりいれるという計画ははじめに考えていたほど簡単にいかない事情が発生してきた。第1に、旧本部の土地建物であるが、ここに国立産業芸術大学（仮称）新設の議があり、本省としても調査会を設けてたがいま調査検討中である。もしよいよ設置ということにでもなれば国立である以上売買というわけにもいかぬであろう。第2、北九州市はすでに昨年国立工業工専の設置を認められ、最初は小倉分校の土地建物を使用するとか聞いたが、この頃別の土地に建物を新営することに變更された。そうなればこれから処分のことに着手しなければならない。第3、田川市には県立の女子短大を設置するという議があり、それが決定をみるまではどうにもならないし、有償といっても限度がありそうである。そうなれば久留米市だって何か文教施設がほしいということになるかもしれない。第4、用途廃止の際は県に無償で返還するという一札をいれたところについては県に陳情して大学の処分に一任してほしいと申し出たが、上記のような複雑な関係があるために、それらを一括してでなければ処理できそうもない。それに加えて第5に最も困ったことには、その当初町当局が契約書にかかげた条項のうち、実行されないことや未解決のことが幾つかあり、町当局の努力は多ししながらも、やり切れないような気持ちになるのである。しかしそれは何とかがまんするとして、一層やっかいなことが起こってきた。はじめ町から無償提供の約束であった校地が地財法の禁止条項にひっかり、国で買収しなければならないという破目におこまれた。土地の買収については一部出光興産の寄附もあったが、大部分は負債をもって支払ったため、町財政は全く破壊される段階に達している。そこでせめて町の負債返済ができる程度の価格をもって国で買収してやるべきであるというわけである。これは自治省の意向を汲んで地元の国会議員がもちこんで来た新しい問題である。

このような予期せぬ困難が続出してわたくしどもは今きわめて苦しい立場にある。学長の権限や能力をこえたこれらの問題の解決にはなお相当な曲折をへなければならぬであろう。本省としても特別会計法の運用上期待はずれの事情が発生して困るであろうことを察し、わたくしどもとしてもまことに心苦しく思うのである。こんなめんどろが起ると予想されたら、はじめにもっと詳細に話しをつけて置くべきであったとも考えられるが、もしはじめに話しをつけようとしたら多分まとまらないで統合は見合わせる事になったであろう。鹿を追うに熱心であったわたくしどもは山を見なかったからこんなことになったのだという非難は甘んじてこれを受け、残された十里の道を誠実に歩いてゆくことにしなければならない。

そうしてわたくしどもとしてはやはり統合してよかったとすべての人達から認められるように、今や大学の創設時代に入ったという心構えの上に内容の充実をめざして全力を尽さなければならないと思うのである。

(筆者は福岡教育大学長)

A 事 業 報 告

1. 諸会議議事要録

(1) 理事会議事要録

日 時 昭和41年6月20日(月)10時

場 所 東京大学大講堂第2会議室

出席者 大河内会長, 奥田, 杉野目両副会長,
佐藤(照), 長谷川, 藤岡, 大山, 三輪
増田, 藤田, 渡辺, 八木, 稲荷山, 久
保, 赤木, 前川, 柳本, 福田(得)各理
事, 松平監事

大河内会長主宰の下に開会。会長より、本日は明後22日よりの第37回総会に関連する事項並びに直接関係はないが、明21日の文部省主催の学長会議に関連する事項についても一応協議したい旨を述べ、鶴田事務局長より、配付資料について説明があって、更に会長より本日の主な目的は資料の中味の検討よりも、今回の総会提案のことについての相談が主である旨を述べ、次いで、前回の理事会(41, 4, 14)以降における主な会務について次のとおり報告された。

1. 「大学の管理運営に関する意見(案)」について

このことについては、2月の総会以後各大学で検討の結果寄せられた回答意見に基づいて小委員会を開いて修正案をとりまとめ、さらに6月6日の大学運営協議会でお手許に配布の総会に提出する最終案を協議決定したので、これが総会における取り扱いについて後ほど協議願いたい。

2. 学生問題について

学生問題特別委員会で検討した経過について述

べ総会における協議方針について後刻協議願いたい。

3. 常務理事懇談会の開催について

国立大学における管理職の範囲の問題について非公式に検討しておく必要が認められたので、懇談会を開いて問題点等について懇談した。

4. 国立大学教官等の待遇改善要望書について

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書については、今日までたびたび要望したが、いまだに根本的な改善が見られないので、本年も重ねて要望することとしたが、その緊急性から理事会および総会には事後承認を求めることとして、急いで作案の上5月25日に会長、増田委員長、大山委員で、文部省、人事院、大蔵省に出向きそれぞれ要望書を提出した、この点追認願いたい。

5. 特別会計制度協議会について

去る4月28日(木)に第5回特別会計制度協議会を開催して、昭和42年度国立大学新規概算要求基本方針案について文部省側から詳細にわたる説明を聞き、種々意見を交換した。(詳細は会報第32号43頁参照)

ついで本日の議題の協議に入った。

1. 大学の管理運営に関する意見(案)について

先ず、意見(案)の作案経過について、回答大学73のうち、意見の無いもの19大学、大綱において賛成28大学、その他が26大学であったが、その寄せられた意見をできるだけ盛り込んで最終案を作成し、別紙のとおり原案と修正案との対照表を作って修正点を明らかにし、かつこの表によって説明することとした。なお、修正意見の主な点は、

(1) 国大協が各大学を拘束するような意味をもつ「準則」の表現を改めたこと、(2)教授会と助手、学長選考と助手の関係などから助手の地位についての表現を手直したこと、(3)法制化は場合によってはよろしいような表現があるが、法制化に協力するようにとられる心配があるので表現を改めた。(4)学部長会議や部局長会議に相当重いウエイトを与えている点を改め学長の補佐機関にランクしたこと。(5)第5章から第9章までを削除してはとの意見があったが、今日の時点では論じておく必要があると考えられたので存置した。(6)その他発表の時期等について慎重論があったが、この点は相談したい。

以上の報告に続いて、局長より、別紙原案および修正案対照表により、順次に説明があり、次のような点について質疑が交わされた。

- (1) これが最終的なものならば、よくわかるように、中間報告との関係も書くべきではないか。
(中間報告その他中教審の答申なども合わせ一冊として印刷することにしたい。)
- (2) 総会での採決は一括して行ないたい。
- (3) 学部毎のばらばらな意見は採りようがないので採り入れなかった。学長は責任をもって各学部の意見をまとめる必要がある。
- (4) 総会では重点を説明して採決したい。
- (5) 教員の不利益処分の項中「特別の事由のないかぎり」の点については、特に慎重を期して検討の結果、削除することとした。

2. 会長談話について

会長より「談話」に盛り込んだ要点について、第1には、意見(案)は数年前(昭和37年)に発表した「中間報告」を受けたもので、当時とは状況が違った関係上、その間のつながりを入れた。第2には、「中間報告」にはふれていなかった新しい問題を取り入れたが、重要課題として今後の

検討に待つことを断っておいた。第3として準則として画一的なことを国大協として打ち出すことは好ましくないで大学管理運営の基本原則を述べたものであり、日常の管理運営については、個々の大学においてこれを参考とすることを期待する旨をうたった。第4には、この意見(案)中には学生問題についてはうたっていないが、この点については、別途検討中であることをうたったものである旨説明があり、これに対し「自主」と「自治」は意味が違うとの意見があって2頁の「自主的に」を「自治的に」に改めることとした。

3. 学生問題について。

会長より、このことは本来は第3常置委員会で取り扱う事項であるが、運営協議会とも関係があるので、理事会の承認を得て、運営協議会と合同して特別委員会を設け専門委員を委嘱して検討してきたものであるとの経過について総会に詳細報告したいと発言があり、続いて杉野目委員長より説明があった。

4. 第37回総会日程について

第37回総会日程(別紙配布)の説明があり、了承された。

5. 文部省学長会議について

明21日に開かれる文部省学長会議当日は、会長副会長、委員長等からそれぞれ国大協の当面する問題点について別紙により簡単に説明することについて諮られ、了承された。

なお、遠城寺第4常置委員長が病気により欠席のため、代理として長崎大学長に説明を願うことに了承された。

(2) 第37回総会議事要録 (第1日)

日時 昭和41年6月22日(水)午前10時
場所 日本学術会議講堂

出席者 各国立大学長

会長から、本総会開催についての挨拶が述べられ、ついで

- (1) 本総会の議事日程について説明があり、了承された。
- (2) 会長から、琉球大学の安里学長にオブザーバーとしてご出席願っている旨の披露があり、同学長が紹介された。
- (3) 北見工業大学の加入について

会長から、本年4月1日より北見工業大学が新設され、同時に当協会に加入の申込みがあったので去る4月14日開催の理事会に諮り了承された。本総会においてもご承認願いたい旨を提案され、北見工業大学の加入は全会一致で承認され、佐山同大学長が紹介された。ついで

1. 会務報告として会長より次の報告がなされた。

- (1) 学長の交代について

会長から、前総会以後における学長の交代について次のとおり紹介があった。

大学名	新学長	旧学長
小樽商科大学	実方 正雄	(事務取扱) 松尾 正路
宮城教育大学	金倉 円照	(事務取扱) 平 重道
秋田大学	伊藤 泰一	渡辺万次郎
福島大学	海後 勝雄	(事務取扱) 平井 博
東京農工大学	近藤 頼巳	井上 吉之
京都工芸繊維大	藤本 武助	大倉 三郎
大阪学芸大学	小林 篤郎	北山 康夫
神戸大学	八木 弘	(事務取扱) 国歳 胤臣
広島大学	(事務取扱) 小川 二郎	皇 至道

- (2) 委員長等の交代について

会長から、学長の交代に伴い第3常置委員会

では、井上前東京農工大学長に代わり三輪東京教育大学長が委員長に、大学運営協議会の関東甲信越地区委員には、三輪東京教育大学長に代わり大政宇都宮大学長が就任された。また、第3常置委員会の教員委員の平田大阪大学教授が停年により退職されたので、4月14日開催の理事会において、滝川大阪大学教授が後任に選任された旨の披露があった。

- (3) 代理出席について

会長から、石橋金沢大学長に代わり大津法文学部長が、小木曾愛知教育大学長に代わり原図書館長が、香川愛媛大学長に代わり森教育学部長が、遠城寺九州大学長に代わり福田経済学部長が、草場大分大学長に代わり筒井教育学部長が、それぞれ代理出席された旨の披露があった。

- (4) 会長から、前回総会以後の主要事項について次のとおり報告があり、了承された。

- (5) 大学設置基準の改善等について

前回の総会で決議された「大学設置基準の改善等についてに対する意見書」は、総会当日の2月4日、文部省を初め、関係各方面に提出した。その後、小塚大学設置基準特別委員会委員長から、文部省の基準分科会において本協会の見解を詳細に説明し、さらに、会長及び委員長より文部省に対し善処方を要望した。その経緯については会報第32号36頁で了承されたい。

- (6) 科学技術基本法案に対する意見について

この問題は、重要な事項であるので同法案等に対する本協会の意見を再三にわたり述べてきたが、結局与党内部でも意見が一致せず、基本的態度が決らないため、本法案は今国会に上程されないまま現在保留されている。経緯の詳細は会報第32号83頁によって了承されたい。

- (7) 特別会計制度協議会について

去る3月31日第4回の協議会を開き、昭和41年度予算の説明とこれに関連する会計制度上の問題点について意見を交換した。ついで4月28日第5回の協議会を臨時に開き、昭和42年度の国立学校新規概算要求の基本方針について意見を交換した。本件についての詳細は会報第32号40頁により了承されたい。

(8) 国立大学教官等の待遇改善について

国立大学教官の待遇改善については、毎年繰り返して要望してきたが、抜本的な改善はみられなかった。そこで第6常置委員会で検討した結果、事が緊急を要したので、理事会及び総会には事後承認を得るということで、5月25日付で「国立大学教官等の待遇改善について」の要望書を文部省、大蔵省、人事院に提出した。この点については改めてご承認を願いたい。なお、要望書は会報第32号55頁に連載してある旨が述べられ、要望書追認について了承された。

2. 協議事項

(1) 大学運営協議会規程等の一部改正について

会長から、北見工業大学が本協会に加入したことおよび北海道、愛知、京都、奈良、福岡の各学芸大学がそれぞれ教育大学に改称されたことに伴い、大学運営協議会規程、理事及び監事総会互選要領ならびに国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領の一部を改正するものである旨、改正理由の説明があり、なお、これに関連して北見工業大学の所属する常置委員会であるが、同大学の希望により、第3常置委員長及び理事会に諮ったところ第3常置委員会所属ということになったので、併せてご承認願いたい旨が述べられ、異議なく承認された。

(2) 昭和40年度決算報告について

丁子主事から、昭和40年度決算書および財産

目録（会報第32号57頁）について説明があり、異議なく承認された。

(3) 昭和41年度予算について

丁子主事から、昭和41年度歳入歳出予算案（会報第32号58頁）について説明があり、異議なく原案どおり承認された。

(4) 大学の管理運営に関する意見（案）について

会長から、さる2月の総会において審議し、修正したものを各大学にお送りして意見を求めた。その意見に基づいて手を加えたものを今回お配りしたので、その修正箇所を専門委員に説明願ったのち、ご検討願いたい旨の説明があった。

ついで伊藤専門委員から、大略次のような説明があった。

各大学から寄せられた意見のうち、特に意見のなかったものが19校、意見のあったものが54校（うち28校は大綱において賛成である旨を明示し意見が述べられ、26校はそれぞれ意見が述べられているだけであるが、大部分は大綱において賛成とみられた。）そこで5月21日に意見の取りまとめ小委員会を開き、各大学の意見の整理方法を検討した。ついで6月6日に大学運営協議会を開いて各大学の意見全部について検討し修正案を取りまとめた。その際の整理の態度としては少数の意見でも実態に即したものはとり上げて修正した旨の説明があり、ついで「大学の管理運営に関する意見（案）の原案および修正案対照表」により詳細にわたり説明された。その要旨は次のとおりである。すなわち

まえがきに「各国立大学が改善を図るべき「準則」とあったのを、これでは国立大学協会の権限を超えるであろうとの意見があったので「各国立大学が改善を図るさいに参考とすべき基準」と改め、同じ趣旨で第2章の「なるべく

速かに『中間報告』の準則にそうようあらためることが望ましい。」を削った。第3章関係では、学長の選考に助手が関与することを除くことの理由を詳述し、学部長の選考に関する学長の拒否権の表現が断定的であったことを改めたことと、教員の選考について学部の自治を前面に出す表現に改め、同時に教授会の構成の表現も改めた。第4章では、学部の自治と大学全体の自治の関係で趣旨は同じであるが、表現に工夫をし、学部長の地位および権限の項で、学部の構成について原案では誤解が生ずるので表現を改めた。

第5章以下は、中間報告ではほとんどふれていなかったものを取り上げたが、これらは制度的には固定したものでないので、削除せよとの意見もあったが、大学にとって当面する重大な問題であるので、原案を残すこととした。しかし制度、管理、運営の方法等今後の問題を残している。第5章では、教養課程を全学的に管理している大学があるので、原案の類型の一つ加えたことと、教養部設置に際し、文部大臣の事前承認について大学の自主性とどのように調和させるかについて表現を改めた。第6章では(5)で学芸大学の制度の改編について書いてあったが、学芸大学を特殊扱をしている感があり、削除されたい旨の意見があったので削った。第8章の共同利用研究所の運営は、流動的なものであるにもかかわらず、原案では断定的に書かれているという意見があったので改めたことと、評議会の構成員について学部選出と研究所選出の評議員数に差のあることの理由が強すぎるという意見があり、また大学の事情により学部と研究所から同数の評議員を出している実態もあるので、この意味をも含めて、表現を改めた。第10章では、国立大学協会としては、少し行き

過ぎのきらいがあるという意見から、1.の「弾力的な基準」を「弾力的な指針」に、2.の(2)の「大学の基準」を「大学によって十分に参考」に改めた。また、2.の(4)に「法制化に対する態度として、それが正当な手続きのもとに行なわれるときは、大学も協力をおしまない」旨の記述があったが、これは国立大学協会が法制化に積極的に協力するようにとられるという意見があったので削除した。その他は中間報告との関係やその他の理由から表現を改めたもので、趣旨はほとんど同じである。

以上の説明に対して「準則」、「基準」等の字句を改めたことは、大学運営協議会として当初の方針を後退させるものではないか。そこで大学の管理運営は、当協会の各大学が一致して行なうことを強調する意味で「準則」「基準」と書いてもよいと思う。教授会の構成に関連して教授会の責任者は誰か、また、教授会の構成員であれば、教授、助教授の別なく同一の権限をもつのか、その辺を明らかにされたい。学長の不利益処分は、現行法では協議会が行なうことになっているが、発議、運営等についてはなんらの規定がないので、今後大学運営協議会で検討されたい。共同利用研究所が運営できなくなったときは特定の大学に附置することが適当でない旨の記述があるが、文章の調子が他の表現と釣合がとれない。

以上の意見に対して「準則」等の字句を改めたことは、後退とも見えるが、大学は現在、流動期にあるので、この位の表現が適当であろう。教授会の責任者は、学部長であり、教授会における教授や助教授の権限については、各大学が自主性をもって決めていけばよい。学長の不利益処分の方法については、今後なお検討する。共同利用研究所の運営については、当該大

学が意思決定することを抑制されることになれば、そこから大学の自治が崩れる恐れがあるので、このような表現にした等の応答があり、その他種々意見の交換が行なわれたのち、原案どおり承認された。

最後に会長から、本日数年来の懸案であった「大学の管理運営に関する意見」が採択されたが、これを文部省を初め関係方面に手交して広く認識してもらおうと同時に、明日の記者会見でも公表したい。ついでに公表に際して会長談話を意見書に添えて出したい旨を諮り、会長談話(案)を検討した結果、一部修正のうえ、承認された。

(5) 各委員会報告

第6常置委員会 増田委員長

(a) 前回総会以後、4月25日に委員会を開いた。その際、文部省の関係者を招いて話し合った結果に基づいて「国立大学教官等の待遇改善について」(会報第32号55頁)の要望書を5月25日に文部省、人事院、大蔵省の関係者に提出し、説明した。その経緯については先刻会長よりご了承を得たとおりである。その内容は、①助手の給与の改善、②研究補助者の給与の改善、③中堅教官の給与の改善、④教授の給与の改善で、特に①と②を強調することにした。

(b) 大学の職員の欠員不補充の措置が、本年も引き続き行なわれることになったので、これに対する要望書を出したい。その趣旨は、大学の職員は、他の一般官庁の職員と異なる旨、その特殊性を強調して不補充の措置が解除される可能性のある方法をとることとした。その内容は、①教育・研究関係職員について、②医療職員について、③特殊技能職員についてを特に強調し、他の一般職員も速かに解除

されるような方策を講ぜられたいという趣旨になっている旨が述べられ、本要望書を承認されたいこと及び提出の時期等は会長、副会長、第6常置委員会委員長に一任されたいことを諮り、異議なく承認された。

(c) 今後の問題として、予算について教官研究費、学生経費の増額等一般的な事項の要望書を効果的な時期に出したいと思うので、文案提出の時期等について予め一任されたい旨が述べられ異議なく承認された。

(3) 第37回総会議事要録 (第2日)

日時 昭和41年6月23日(木)午前10時

場所 日本学術会議講堂

出席者 各国立大学長

会長から、本日の総会終了後、昨日ご決定願った「大学の管理運営に関する意見」を文部省に提出するとともに、記者会見を行なって公表したい旨の説明があり、了承された。

1. 各委員会報告

(1) 第7常置委員会 高坂委員長

昨日委員会を開いた結果、次の趣旨の要望書を出して教育系大学、学部の整備、充実を期したい。なお、文章は練っていないので、提出の時期とあわせて一任願いたい旨が述べられ、了承された。

記

最近、教育系大学、学部にあつては、その地域の小学校教員あるいは中学校の特定教科教員の需給関係の必要があり、また、幼児教育や特殊教育に従事する教員の必要もあるので、これらの教員の養成に着手してきている。そのため

に学生定員の増加あるいは特別な養成課程の新設等の措置がとられてきていることは、学部の本質からみて当然のことである。われわれとしても、その健全な発達を望んでやまないしだいである。しかるに、これがために必要な予算措置についてみると、きわめて貧弱であり、弥縫的な感をまぬがれない。すなわち、施設設備の点はほとんど考慮されていないし、特に一般教育および専門教育を担当する教員の配当については、ある場合にはいくぶん考慮されているが他の場合にはまったく無視されているというような不均衡が存しているのであって、これははなはだ遺憾である。特に一般教育の担当を他の学部依存する場合においては、単に教育系学部の問題だけではなくてくるのである。元来、学生募集、学科、課程の新設の場合における予算措置については、各学部に通ずる一般原則があるはずなので、それに従って措置されるよう強く希望する。

以上の説明に対して、教養部、教養学部をもつ大学は、教養部が専門学部比して予算措置等で不平等に扱われており、大切な問題である一般教育についてはより強調されたい。「現時内外の状況にかんがみ、わが国の教育と研究とが画期的な改革を必要としていることは言をまたない。この時に当たり教育系の大学の現在の状態は、依然として種々の不備を露呈している。」旨の枕書きを加えられたい等の意見の開陳があり、ついで委員長より一般教育についての程度まで強調するかは改めて検討する。枕書きを加えることは異議がないので、その趣旨を網羅して加えたい旨が述べられた。

(2) 学生問題特別委員会 杉野目委員長

委員長の報告に先だちまず会長から、前回総会の際、当協会として学生問題についても検討

すべきであるとの発言があったので、第3常置委員会と大学運営協議会とで合同委員会を開いて検討を進めた。しかし、重要な問題でもあるので、理事会に諮り特別委員会を設置して仕事を引き継いだ旨の説明があった。ついで杉野目委員長及び専門委員より特別委員会において検討した経過について詳細な説明が行なわれ、これに関連して各大学長からそれぞれ熱心な意見及び希望が陳べられた。その結果、この問題はさらにこの特別委員会において検討することになった。

(3) 第1常置委員会 石橋委員長代理藤田委員

4月14日に委員会を開き、大学設置審議会、大学基準分科会の進捗状況についても吉里大学課長から話をきき、その結果に基づいて5月に入ってから専門委員をお願いして大学院設置基準の問題点のとりまとめを行なった。なお、この問題点は国・公・私立大学を包含するので、国立大学としての要望は末尾にまとめた。そこでこの問題点の取り扱い、処理の方法、まとめ方等を各大学に伺いたい。

ついで安藤専門委員から、「大学院設置基準をめぐる問題点」について詳細な説明があった。(会長記者会見のため、奥田副会長議事を進行。)

(4) 第2常置委員会 長谷川委員長

(a) 前回総会で了承を得た一、二期校のアンケートの結果は、一期校28校、二期校45校で、二期に分けることがよいと回答したもの25校あった。その主な理由は、受験生に受験の機会を2度与えるという意味である。やむをえないというのが27校、格差をつけるからよくないというのが9校あった。また、現在の一二期校の変更をすることについては、現行がよいとの回答が10校、よくないと答えたのが

23校、やむをえないが14校で、変更を希望するもの37校、希望しないもの16校（うち15校が一期校）で、変更の希望のあるものうち、全学が一致して希望するもの21校、一部の学部が希望するもの18校であった。また、一、二期校を交代する案等についても、詳細な回答が寄せられたが、細部については何れ表にして配布したい。

(b) 入試問題については、再検討の時期にきているが、能研テストは現在各大学が追跡調査中で、種々その取り扱いについて検討中である。入学推薦制については、群馬大学の工学部で本年度実施し、その結果、大体において良好な結果であった。

(c) 高専からの編入学については、各大学が検討中であるが、単位の換算等むずかしい問題もあるが、成績によって2年または3年に編入学させることが考えられる。

(5) 第3常置委員会 三輪委員長

第3常置委員会としては6月20日に第3、第4常置委員会の合同委員会を開き、その席上笠木学生課長から、最近における学生問題についての報告をきき、それについて話し合いを行なった。

(6) 第4常置委員会 遠城寺委員長代理和泉委員

本年4月から、東京、京都、島根、長崎の各大学に保健管理センターが設置されたが、島根大学には医学部がないので、鳥取大学の協力によって運営し、軌道にのりつつある。しかし、全国立大学74校のうち4校ではその絶対数が少ないし、まして近年は精神病と思われる学生の比率が増加していることにかんがみて、その早期治療をする意味でも、早急に各大学に保健管理センターを設置することが望まれる。そこでセンターの設置は、その受入れ体制の整って

る大学から設置されることは予想されるが、とりあえずその管理のため、学生経費を増額してもらいたいということと、精神衛生を強調してセンターの早期実現を望みたいという趣旨の要望書を出したい。その文案及び提出の時期等は第4常置委員会及び会長、副会長に一任されたい旨が述べられ了承された。

(7) 第5常置委員会 篠原委員長

留学生問題については、種々問題のあることが再認識されたので、専門委員をお願いして千葉大学を中心に実態を調査した。一方、文部省の留学生課と話し合った結果は、国が留学生を受け入れて千葉大学と東京外国語大学に依頼して日本語教育と一般教育とを履修させて各大学の専門課程に進学させているが、その際種々の形態がある。つまり①1年の前期に進学させるもの2校、②2年の前期に進学させるもの11校、③2年後期に進学させるもの11校、④3年前期に進学させるもの2校があり、留学生が希望する大学に進学できないと、1年留年しなければならなくなり、そのしわ寄せが留学生にくる。したがって、望ましい形としては、最少限日本語教育1年と教養課程1年の計2年の教育を行なったのち、各大学に進学させるようにすることが望ましいと思う。そこで①の形態をとっている大学は2校であるので、②の形態にし、③④の形については、さらに半年か1年の教養課程を行なったのち、各大学へ進学させるのであるが、その場合進学先で予約してもらえないか。なお進学決定の時期は、1年の日本語課程と教養課程1年を修了した時に行なってもらえばありがたいとのことであったので、各大学でご研究願いたい。

(8) その他

今回の総会は、11月下旬に開催することとな

った。

(4) 第5回事務連絡会議 議事要録

日 時 昭和41年6月24日(金)午前9時

場 所 日本学術会議講堂

出席者 各国立大学事務局長

1. 会長挨拶

大河内会長から、1昨日と昨日の両日にわたり総会が開かれた。

(1) 本年4月から北見工業大学が設置されたので会員校となることが承認され、これで会員校は74大学となつた。また今総会は学長交替等により代理出席者が5、6校あったが、各局長からもそれぞれの連絡方をよろしく願いたい。

(2) 今回の総会の主な議題は「大学の管理運営に関する意見」と「学生問題について」であった。大学管理運営に関する意見書については、昭和37年以来、4年越しの懸案であっただけにこのたび審議の決定を見、それぞれ関係諸方面に発表できたことは何か肩の荷を降ろした心境である。なお、内容については会長談話とあわせてよくお読み願いたい。また、学生問題については、活発に議論されたが、結局今回は結論を出さず、原則論で審議を続けることになっている。今後も各大学で引続き審議することになるが、よろしくご協力願いたい。

以上のほか各種委員会、7つの常置委員会がそれぞれ所管事項を検討した。

(3) 今後はこうした事務局長の連絡会議をできるだけ多く行ないたいと考えているが、年々国大協の仕事が多様化しふえつつあるので、一層のご協力をお願いしたい。

最後に、国大協は多くの問題を検討審議して

いるが、問題によっては大学の種類等から統一的にまとめることは困難のものもある。これらについては、それぞれの持ち味を生かしていくようにしたい旨の挨拶があった。

2. 議事日程について

鶴田事務局長から、議事日程および会議資料について説明があった。

3. 新任事務局長の披露について

鶴田事務局長から、前回の連絡会議以後における新任事務局長の紹介があった。

大学名	事務局長名
北海道教育大学	井上 正
室蘭工業大学	柴田 直弘
東北大学	宮崎 蔚
宮城教育大学	伊藤 政雄
東京農工大学	小林 毅
東京芸術大学	柴沼 力
東京工業大学	真明 俱雄
東京商船大学	藤井 勲
岐阜大学	斎藤 隆造
滋賀大学	佐藤 智雄
大阪外国語大学	市川 悌雄
神戸商船大学	福田 文夫
山口大学	磯村 正
徳島大学	青木 覚男
高知大学	福田 秀義
(新会員校)	
北見工業大学	佐々木 善也

4. 会務報告について

鶴田事務局長から、次の報告があった。

(1) 大学設置基準要綱に対する意見書には種々反響があつたが、現在省令案は文部省審議班の段階で検討が進められている。(2) 科学技術基本法案については、特に事務局の中立的立場を厳守する問題と自然科学のみならず人文科学部門をも包含す

る問題とがあり、自民党文教調査会でこの点を問題にして、今国会提案は一応見合わされたが、今後引き続き検討することになっている。(3)特別会計制度協議会については第4回協議会において昭和41年度予算の問題点について、第5回協議会において昭和42年度概算要求の基本方針について協議した。詳細は会報で了承願いたい。(4)教官の待遇改善については毎年要望を繰り返してきたが、さる5月25日付で要望書を関係方面に提出した。これについても詳細は会報により了承されたい。(5)北見工業大学の加入および北海道、愛知、京都奈良、福岡の各学芸大学がそれぞれ教育大学と改称されたことに伴い、別紙資料のとおり大学運営協議会規程等を改正した。

5. 会計報告について

丁子主事から、40年度決算ならびに41年度才入才出予算（会報第32号57頁および58頁掲載）について、詳細報告があり、さらに鶴田事務局長から今後の会費徴収の方法について、先ごろ文部省の了解も得たので、今後は協会から請求書が届いた場合は、その支出について文部省から承認があったものとして納付していただきたい旨の希望が述べられ了承された。

6. 協議事項の報告について

鶴田事務局長から、今回の総会における各常置委員会の審議結果の報告があり、そのうち特に欠員不補充の措置に対して、国立大学における職員をその対象から除外することの要望書を時機をみて関係方面に提出することになっているが、この要望書に関連して実態を一応承知したいので、さきにご照会中の欠員数、差違数、日日雇傭職員数等についてご回答願いたい旨依頼があったのち

(1) 学生問題について

学生問題については前々回の総会以来当協会としても検討することになっており、大学の管

理運営に関する意見書には、学生について何ら触れていないのではないかとの疑問も出されていた。当協会での学生に関する問題の担当は第3常置委員会であるが、この問題を慎重に審議するため運営協議会から代表委員を加えた拡大委員会によって基本的問題点を検討してきたが、さる4月14日の理事会において、この拡大委員会を特別委員会とすることに決定され、専門委員若干名を新たに依嘱し今後検討をつづけることになった。

- (2) 「大学の管理運営に関する意見」について
「大学の管理運営に関する意見」について、総会における経過の概要を説明ののち、最終改正案について運営協議会における伊藤専門委員の逐条説明を録音テープにより披露された。

7. 連絡事項

- (1) 文部省人事課長から、

ILO条約の発効に関連して職員団体の問題、管理職の範囲、交渉事項等の所管事項について説明があった。

- (2) 文部省会計課長補佐から

電話の無償貸与に関連しての次官会議の申し合わせおよび会計検査院の検査事項等について詳細な説明があった。

- (3) 大学学術局庶務課長から、局内の各課長からの連絡として次ぎの事項について説明があった。

(a) 大学課関係については、大学設置基準は国大協の意見を十分参考にして検討を進めている。また大学院設置基準については、事前に問題を検討しながら作業を進めることにしているのでご協力願いたい。さらに、従前発行していた「大学資料」を近く復刊することになっている。この「大学資料」は大学に非常に参考となるものなので各大学においても購

入されるよう希望する。購入方法等については、いずれご連絡する。

(b) 学生課関係については、この程「厚生補導」を編集、その創刊号を発刊した。この雑誌は大学における厚生補導のよき参考となるものなので各大学でも購入されるよう希望する。

(c) 大学病院課関係については

さきごろ文部省内に「大学医学部卒業後における教育研修に関する懇談会」が発足したが、医学部をもつ大学には懇談会の構成メンバーの名簿をご参考までにお配りする。

(4) 体育局スポーツ課長から、昭和42年8月のユニバーシアード東京大会開催について、その主旨、日程等の概要の説明があり、各大学の協力方の要請があった。

なお、鶴田事務局長から追加事項として管理運営の意見書の注文部数のこと及び専門委員説明のテープあっせんのこと等について連絡があった。

(5) 第1常置委員会議事要録

日時 昭和41年5月17日(火)午後1時30分

場所 国立大学協会会議室

出席者 藤田委員長代理、中川、藤岡、福田、

国歳(代理)各委員

市原、植村各専門委員

高坂学長(オブザーバー)

石橋委員長が健康上の都合で欠席のため、藤田委員が委員長代理として議事を進められた。

藤田委員長代理より、本問題については、前回の委員会の際、特別委員会を設置して更に検討したらとの提案もあったが、その後協議の結果、この際は特別委員会を設置することなく、本委員会に文部省の基準分科会の委員である学長方にオ

ブザーバーとして参加願ひ、専門委員の出席を得て、会議を進めることとなった旨の報告があつて、まず、前回の議事要録を朗読、(8)の通信教育についてのその後の模様について、丁子主事より、このことについては、第1常置委員長より理事会に報告されたが、その時の理事会の意見としては、以前に教員養成に関連して通信教育を行なつた経緯から見て、果してどの程度の要望があるかどうか、当時と今日ではテレビやラジオの普及度も違い、従つて方法も違うであろうし、国立大学としては他に急いで検討を要する問題もあり、また唐突でもあるので、なお文部省の意向を聞いて見ることとなった旨の報告があり、この問題は大学のユニバシティエクステンション方式として先ずやってみて、自信があれば取り入れることにしたらとの意見等が出された。

次に、大学院設置基準に関する問題点について審議に入り、先ず、第1回以後(40年12月13日、41年1月20日、2月3日、2月26日)の議事要録を読みあげて、問題点を総ざらいして検討を加えなお学芸、水産、芸術、商船等の大学院の在り方については個々の大学のお話しを聞いて検討(2月26日議事要録)することとなつていたことでもあるので、2月26日の議事要録を添えて、文書により5月中に東京学芸大学、東京芸術大学、東京水産大学、東京商船大学の各学長の意見をうかがい専門委員の作業の資料とすること、専門委員において、これまでの議事要録をもとにして(1)総論、(2)大学院の目的・性格、(3)大学院の組織・機構、(4)研究科の組織、(5)在学年限、(6)専門課程及び単位、(7)講座及び教員組織、(8)大学院と学位制度、(9)大学院の施設、(10)称号、(11)大学院の管理運営、(12)その他、について中間報告的なものにまとめることとし、次の日程により成文を依頼することとした。

- 5月23日(月)午後3時より専門委員会(成案構想検討)
- 5月30日(月)と6月7日(火)または8日(水)の何れかの日に委員会を開催(成案とりまとめ)
- 6月22日, 23日の総会に中間的に報告する。

(6) 第1常置委員会議事要録

日時 昭和41年5月30日(月)午後1時30分
場所 東京大学大講堂 第2会議室

出席者 藤田委員長代理

中川, 城戸, 本川, 藤岡, 福田, 八木
各委員市原, 安藤, 植村各専門委員
小塚学長(オブザーバー)

藤田委員長(代理)司会の下に開会し, まず前々回(昭和41年5月17日)の議事要録を朗読した後。

前回5月23日の専門委員会に於て, 安藤専門委員に問題点の整理をご依頼したが, そのまとめの印刷物と, 別に東京商船大, 東京芸術大よりの大学院問題について(本委員会41・2・26議事要録に基づく)の意見をお手許に配付した旨, 又東京学芸大よりの分は1, 2箇所のみであったので, 印刷しなかったが, 意見としては,

1. 大学院研究科特に博士課程の設置について
(1)……即ちの次に「学部をもたず, 大学院のみによって構成されている大学, あるいは」を挿入,
2. 芸術大学や水産大学等の大学院について,
目下の次の「その取り扱いに」を削り, 「設置基準をどのように定めるかについて」と訂正,
3. 修士課程の目的について,
(3) ……修業年限3年は必要であろうの次の「が以下」を削る,

の3点である旨報告された。

次いで, 安藤専門委員から「大学院設置基準を定める場合の問題点」16項目についての説明があり, 藤田委員長代理から, 本日は安藤専門委員が来る6月8日(水)10時よりの第1常置委員会に提出する成文のために, 前記問題点の表現について検討したいと発言があつて, 各委員から各項目にわたり検討された, その主な点は大学院の目的構成, 管理機関, 教員, 学生定員, 授業科目, 単位制, 学位等であつた。

(7) 第1常置委員会議事要録

日時 昭和41年6月8日(水)10時
場所 東京大学大講堂 第2会議室

出席者 藤田委員長代理

福田, 八木各委員
谷川, 高坂各学長

安藤, 市原, 植村各専門委員

藤田委員長代理の主宰の下に開会され, 前々回(5月23日)前回(5月30日)の議事要録を朗読して了承の上議事に入る。まず, 専門委員において纏められた「大学院設置基準をめぐる問題点(案)」について, 安藤専門委員から, 今はアンケートの段階であるが, 常置委員会の意見を充分きいた上, 熟した本文にしたい旨の説明があつた後, 前記「問題点(案)」を朗読しながら, 各項目についての説明が行なわれ, これについて協議が行なわれた。なお, 「問題点(案)」について各大学の意見を求めるための本文の形式, 体裁等については, 来る6月14日(火)午後3時に専門委員が集まり本文を作成して最終的に委員長代理が取り纏めることになった。

(8) 第1常置委員会議事要録

日時 昭和41年6月22日(水)12時

場所 上野日本学術会議 第一会議室

出席者 藤田委員長代理

城戸, 本川, 樋口, 福田, 八木,

柳本, 香川(代)各委員

第37回総会第1日の昼休憩時間に藤田委員長代理の主宰によって開会。

「大学院設置基準をめぐる問題点」について、何れ各大学に送付する予定であり、石橋委員長が外国出張から帰国の上で、或は多少手なおしがあるかも知れないが、安藤専門委員からも、総会に配付したら如何かとの意向もあるので、とりあえず、総会第2日目に配付することとし、必要があれば、安藤専門委員に説明を願うことを諮り了承された。

また、7月中旬頃に第一常置委員会を開催することとした。

(9) 第2常置委員会議事要録

日時 昭和41年6月20日(月)午後1時30分

場所 国立大学協会会議室

出席者 長谷川委員長, 実方, 大政, 谷川, 小

川(芳), 中村, 佐藤, 藤本, 小川, 福

田各委員

長谷川委員長主宰のもとに開会

議事にさきだち新しく学長に就任された小樽商大の実方正雄, 京都工芸繊維大の藤本武助, 広島大の小川二郎事務取扱の各学長を紹介された後議事に入った。

(1) 入試の1期校2期校アンケートについて

丁子主事よりアンケートは第2常置委員会
で案文を作り、各校にお願いしたものをまとめ

たものであるとして調査集計について説明がなされた後、各委員より次のような意見が述べられた。

調査集計の結果をみると検討すべき時期にきていると思われる。現行制度はもはや相当長期にわたっているの、その後の社会的情勢も変化しているし、1・2期校の区分された精神は尊重されなければならないとしても、現行の区分の合理性については、かなりの批判がある。この調査で直ちに結論を出すことは無理であるとしても、さらに資料を集め第2常置委員会で慎重に研究すべき時期にきていることを総会の際に報告して検討を進めるべきである。

(2) 能研テストについて

能研テストについては3年の試験期間が終了したので、文部省は来年度から学力検査にかえて利用することもさしつかえないことにふみきることになった。それで、この問題をどう取扱ったらよいか、委員長より群馬大学でアンケートした10校についての結果によると殆んどの大学がまだ採用しないとか、検討中という回答が多かった。

文部省が能研に力を入れるならば、テスト費用を免除してくれるようにやって欲しい、能研が企業性を帯びているという批判もある。国大協として能研テストについて追跡調査の結果を集めて検討する資料にしたらよい、能研テストと入学試験を組合わせて入試を合理化することはどうか、大蔵省も試験期間が終了してもなお補助を続けるべきである。等のことが各委員から開陳された。

(3) 調査書の(A)について

委員長から群馬大学工学部における本年度の該当者の状況について詳細な報告があった。また同大学の旧工専以来過去30年にわたる追跡調

査を行なった実績によれば、大体 $\frac{2}{3}$ 以内の成績で卒業している。その点からも信頼度は高いものと思う。なお、中村委員および、小川（芳）委員からも推薦入学者についての報告があった。また、福田委員よりは九州学校連絡会議が開催された時の④についての報告があり、それによると入学試験を行なったところ、④の学生ですれすれの者が多くあり、ある大学では④はあまりよくなかった。④は高校で何を目標にしてやるのか、はっきりしていなかったようだ。関連して委員長および小川委員から④の基準について報告があった。

次に、とくに当該学部、学科に対する適性等についてその旨を記入し推せん出来る取扱が認められたについては特に注目する必要がある旨が話し合われた。

④の問題については、各大学学部で事情が違い、また高等学校の格差の問題もあるので、各大学それぞれの自主性にまかせて行なうべきである。

(4) 高等専門学校よりの編入学の問題について

委員長より今年に高等専門学校から国立大学へ50名が希望しているといわれる。群馬大学工学部においては学則を改正して、2年に編入学させ、特に優秀な学生は3年に入学させるようにしてみるつもりである旨が述べられた。ついで他の委員から某国立大学では高等専門学校の編入学生だけでクラスを作る計画で、来年度はこれを予算化し、単位は高等専門学校のを換算する予定である由の話があった。

(10) 第3、及び第4常置合同 委員会議事要録

日 時 昭和41年6月20日（月）午後1時30分
場 所 東京大学大講堂第2会議室

出席者 三輪委員長，和泉委員長（代理）
篠崎，近藤，横田，横田（利），金子，
三浦，市川，佐藤（熙），北本，岡田，
関根，野村，小谷，水野，各委員
長谷川，村尾，宮田，池田，小倉各専門委員
説明者 笠木学生課長，根本学生課長
補佐

三輪第3常置委員長主宰のもとに開会

1. 学生問題の審議について

委員長より、第3常置委員会と大学運営協議会の方々で、学生問題特別委員会を設け、特に専門委員を新たに加えて審議した旨その経過について説明があり、更に今後の進め方について協議し第4常置委員会の協力方を求められた。

2. 健康管理センターの設置について

円城寺第4常置委員長に代わり長崎大学和泉学長が委員長代理として議事を進めた。和泉学長より健康管理センター設置ならびにこの種各設備、施設の予算獲得について第3常置委員会の協力を求め、この設備、施設が学生補導に影響があるかとの質問に対し和泉学長より結果は有効であるとの回答があった。

ついで文部省大学学術局学生課長笠木氏、根本課長補佐が出席し、健康管理センターの設置について趣旨、業務内容、施設及び設備、組織、運営等について説明があり、又この保健管理センターは全学共通施設であるから、従来の各種施設が兎角クラブ活動の独占的傾向のため全学学生の利用の阻害が見られたがこれで是正されるものと思うと述べた。（文部省笠木学生課長及び根本課長補佐退席）また、和泉学長より長崎大学の具体的事例について説明を行ない、他の大学の例をも併せて引用し、体験による感想について指てきする所があった。

第4常置委員会としては結論において、来る21日の学長会議には保健管理センター設置について更にその促進と学生の精神衛生面を強調することになった。なお、文部省大学学術局学生課より次の冊子が配布された。

1. 国立学校設置法施行規則（抜粋）（各委員へ）
2. 文部省大学学術局学生課編厚生補導冊子（"）

(11) 第5常置委員会議事要録

日時 昭和41年5月25日（水）午前11時
場所 千葉大学留学生部会議室
出席者 篠原委員長，大坪，小塚代柴沼，松平，藤野，三村，渡辺，五嶋，加来各委員
田中，白倉，榊各専門委員
千葉大学長，事務局長，外留学生部教官，事務長，文部省臼井留学生課長，齋藤補佐

篠原委員長主宰のもとに開会。

外国人留学生の受入れや教育の問題は重要問題であり、検討を要する問題も多いようであるので何から手をつけるか、本委員会としては、その問題点を見つけながら進めて行きたいと思う。是非前向きになって問題の解決にご協力をお願いしたい旨の挨拶があり、次いで特に臨席の谷川千葉大学長より、第5常置委員会で留学生の問題を上げられ問題点の解明に乗り出されたことに対して感謝の意を表せられ、幸い文部省においても、大学教育の一貫性をもたせるべく熱心に推進されていることでもあり、充分検討の上、問題の解決を期せられんことを望む旨の挨拶があった。

次ぎに委員長より、白倉，榊，田中各専門委員の紹介があり、田中留学生部長より出席の留学生部関係者の紹介があって後、続いて留学生部の沿

革と現況並びに問題点として、受入れ態勢・日本語教育、1年次教育・理科教育・進学・私費留学生・留学生部寮・選考・教官の負担その他について別紙印刷物により詳細にわたり説明があった。

次に、文部省臼井留学生課長より、留学生問題は、総合的に考えねばならぬ問題であるが、丁度10年の歴史を顧みて、この辺で本格的に基本問題を検討しなければならない段階に来ている。今日までに1,400名を受入れたが、現在日本に約800名が在学しており、本年は220名の内140名を4月に、残り80名は9月に来日することになっている。文部省では留学生問題検討会を設けて、選考方法、進学時期について検討して来たが、今年度は第5常置委員会の委員の方にも参加願って検討したいと考える。当面する問題点としては、次の如くである。

1. 数と質について

現在、各国からの要請人数の約10分の1位を受入れており、従って要請に応えるためには、約10倍の数を頭におく必要がある。質は年々良くなって来ており、現地では、第1級の者が英国へ留学、次のクラスが米国へ、その他は日本等へ来ているようである。タイ国は国家試験を行なっていて、1, 2番は日本に来ている。日本の学界・産業界のレベルが知られていないことにも起因しているので、これが紹介をする必要があり、そこでまず英文の資料を作って送ることとし、先般その第1輯を出したが、第2輯には日本の高度成長の要因について、第3輯には日本文明の基本的性格、第4輯として日本の言語、日本文化についてを発刊し、それぞれレベルの紹介をおり込んで現地に送る考えである。その他政府の要人を日本に招致したいとも考えている。

2. 日本語教育について

日本語の教育に重点をおく必要から、そのための教科書の編纂、辞書の編纂についても検討したい。また現地に日本語教育のブランチを設置したいとも考えている。英国では2年間に100箇所以上のブランチを置いている。

3. 大学教育の改善

原則としては、日本人並みの教育を施すことであるが、現実にはそうはいかない。日本語の程度にもよるが、別クラスとするか、一緒のクラスでよいか、また教育方法についても工夫が必要かと思う。日本人学生をアドバイザーとすることも考えられる。

4. 生活補導の充実

社会生活についての補導の充実が必要でありピクニック、旅行等により日本の社会生活にふれ見聞を広めることによる理解と実生活を豊かに指導することが必要と考えられる。

5. 留学生教育の目標

留学生に対し、終局的に与えるものは何か、日本に来て何ももって帰えないようではどうか、英国へ留学したものは、英国を身につけて帰ると聞く、日本民族につながるもの、日本の教育における人間像を身につけさせることが必要と思う。

6. 私費留学生について

私費留学生については、経費の問題など至急に検討したいと考えている。

次に問題点について審議に入り、白倉専門委員より、受入れ大学としては、要するに素質の良い者で、日本語のできるものを受入れたいが問題が相関々係にあり、事務的な問題もある。各大学への進学時期についてみても、留学生部3年次を終えた上で、日本の大学の3年に進学させるのが建前であるが、東京大学では3年次前期を終えたところで選考の上2年後期に入学

させていることが報告された。

入学の時期については、文部省の調査によると、

A 1年前期から入れる

1年次終了者(2大学)

B 2年前期から入れる

3年次終了者(11大学)

C 2年後期から入れる

3年次前期終了者(11大学)

D 3年前期から入れる

3年次終了者(2大学)

大体上記4期に分れているが、極く一部には3年次を終えたものを2年前期に入れたい意見もあるが、これだと在学年数が1年長く5年となる難点がある。そこで以上のB・Cの2本建ではどうか、その場合選考をB・Cを同時に行わない、Cは半年間(前期)留学生部に籍をおくことにしてはどうか。現在ではBはよろしいがCは半年後の入学を待つことに不安を感じる心配のあることが述べられた。米国では、語学教育のために高等学校から受入れていると聞くがこの方法も考えられないか。今年あたり、日本語を勉強して来た者が若干あり、各国でも日本語教育がさかんになって来たようであるなど、進学時期・選考時期等について意見が交わされたが、進学時期、選考方法など、学科の種類により、また大学により必ずしも一定ではなく区々であるので、進学基準とも関連して種々の問題があり、これらを一挙に整理することは難しいので、先ず問題点をしぼって重点的に審議することとした。

7. 選考時期について

選考時期について、留学生部としては、第1にカリキュラムの問題と関連して考えねばならない。一般教養課程、日本語教育、日本事情に

ついて所要の単位を修得した上で専門教育へ送ることが原則であるが、しかし実際的には受入れ大学のカリキュラムと関連しているので、その受入れ大学のカリキュラムに適応するような扱いが良策であり、これを画一的に決めてしまうと実情に添わないことにもなる。そこで弾力性をもたせてそれぞれの間で話し合っただけで済むかと思われる。第2には日本語の力の問題である。十分な基礎がないまま進学することには問題がある。日本語は1年で小学校卒、2年を終ると中学卒位となり、大体2年で学習能力のめやすはつくようである。したがって入学の時期も、2年次を終ったところが良いかと思われる。日本語の学習力も2年目が非常に伸びるので、2年間で日本語と一般教育を日本の大学の2年に進めるレベルにまで進めたいと考えている旨が述べられた。

以上、留学生部の実情を勘案し、選考の時期は、差し当たり、2年次を終ったところで選考することが最も良いことが承認された。但し医・歯学関係、人文社会関係学部への進学については、別途に更めて検討することとした。

以上で一応本日の審議を閉じ、選考の方法などについては今後検討することとし、最後に谷川千葉大学長より、留学生部につながる問題が熱心に検討されたことに謝意を表し、留学生の教育の成果を挙げるためには、人的は勿論だが物的な受入れ態勢整備の必要であること、私費留学生に対しても予算的な裏付けがほしいことが述べられ、国大協としてもこれらの面についても採り上げてほしい旨が要望された。

次いで、千葉大学留学生部における学生の受入れ状況を別表により紹介があり、留学生部の施設、学習状況、男女それぞれの寮施設および一部の寮生活の状況などを見学した。

(12) 第6常置委員会議事要録

日 時 昭和41年6月20日(月)午後3時30分
場 所 東京大学大講堂小会議室

出席者 増田委員長、柳瀬、海後、伊藤、三輪
山岡、赤堀、前川、岩村各委員
鶴田、海野、上山、錦織各専門委員

増田委員長の主宰のもとに開会

1. 欠員不補充について

国家公務員の欠員不補充の措置が昭和41年度も継続して適用されることになったので、国大協としては、大学職員は、その職務の特殊性からして対象から除外されるよう再度要望書を提出したい、よって一応要望書を作成したので、この案について、検討願いたい旨説明、その案文を読みあげた上、除外の趣旨は、もっとも可能性があると考えられる大学の特殊性を強調したこと、その内容としては、第1に教育研究関係職員を挙げ、第2に医療職員について、第3に特殊技術職員について述べ、なお今回は最後に他の一般職員についても一般的には難しいと思うが、除外の必要性を述べ大学としての姿勢を示すこととしたこと、このことは各省会議でも要請があり、文部省の強い希望で入れることとしたことなどが説明された。

これに対して、大様次のような意見が述べられた。

- (1) 実際上一般行政職員の不補充で困っているのであれば、もう少し細部にわたって述べることはどうか
- (2) 第1と第2の2点に主点をおいて第3以下を省いてはどうか
- (3) 運転手、タイピストを挙げると弱くならないか、特殊技能職員その他一般行政事務職員位にしてはどうか
- (4) 原案のままにしておいて、第1だけでもよい

からと口頭で申し入れることにしてはどうか
以上種々意見の交換があり、結局、研究教育の場である大学の特殊性からおしてゆくこととして、原案どおり承認し、提出の時期は、適当な機会をとらえて、会長・副会長・在京の委員で関係方面へ要望することに了承した。

2. 教官等の待遇改善についての要望書提出について

去る4月25日に開催した第6常置委員会において、承認された線に添って要望書を作成し（会報第32号55頁参照）、5月25日に文部大臣、人事院総裁、大蔵大臣を訪ね、それぞれ要望書を提出説明した旨報告があり、特に助手の待遇改善については、卒直に云って助手の性格が実際上明確でない、助手で授業を担当している者もあるが、これは正式な書面では表面には出せない事情もある。結局助手の身分の問題でもあるので、別途制度的に検討されるべきであること。教授のベースアップにより学長の給与も引き上げる必要があることなどの意見が出された。

3. 昭和42年度概算について

委員長より、先般、特別会計制度協議会で、別紙の昭和42年度国立大学新規概算要求基本方針草案を協議したが、明21日に文部省主催の学長会議が開かれるので、その際基本的な事項について特に要望したい事項があればお出し願って、それについて協議することとしたい旨を述べ、先ず別紙基本方針草案について、その概要が説明され、特に問題点として

(1) 学生増募の規模と方法の項で、増募の内訳を人文社会系4、理科系6とし、この場合人文社会系については、社会科学系に、理科系については理工系に重点をおくものとする。と明示しているが、このことは心理的に与える影響から削るようにとの意見が出されたが、現実には国

公私立を含めると3：7に近いものであり、残しておきたいとの意向が強く、削るまでに至らなかったことが報告された。この点について、文部省が大学の意見を聞かない先に一存で決めることはどうか。4：6の比率はよいとしてもその次の重点の項は削りたいとの意見が出された。その他

(2) 人文系、薬学など女子学生が増して来たことについて

(3) 一般の学部では学生20人に対して1人の割で一般教育の教官が配当されるが、教員養成学部では教官が1人もつかないのはおかしい、他学部同様に取扱われるよう要望してはなどの意見が出された。

以上、明21日の学長会議においては、委員長より

(1) 欠員不補充について

(2) 学生増募の内訳で示した比率について、とりわけその重点のおき方について

(3) 施設整備の基本方針について

(4) 宿舍の充実について

以上4点について要望することとした。

(13) 第7常置委員会議事要録

日時 昭和41年6月22日（水）12時～13時

場所 日本学術会議第2会議室

出席者 高坂委員長、各委員

高坂委員長の主宰のもとに開会

委員長より、教育系大学の整備充実については政府においてもその必要を認めてはいるが、極めて不十分な状態であり、施設々備などはほとんど考慮されていないといえるほどである。特に学生増募、学科等の新設の場合の予算的措置についても、一般教育担当教官の定員の配当などは無視されていることは甚だ遺憾なことである。よってこ

の際是非とも一般の他学部と同様の基準により措置されるよう要望書を提出したいと思うがどうかについて諮られ、異議なくこれを採択。このことについては第6常置委員会でも含みをもたせてもらうこととし、要望書の表現については第6常置委員会とも相談し、文案については委員長に一任することとした。

(14) 第16回大学運営協議会 議事要録

日 時 昭和41年6月6日(月)10時

場 所 東京大学大講堂第1会議室

出席者 大河内委員長

奥田、長谷川、遠城寺、谷川、佐藤、

市川、田中各委員

藤田、香川各学長

石井、田上各臨時委員

伊藤、大内各専門委員

配付資料は次の通り。

1. 大学の管理運営に関する意見(案)
2. 大学の管理運営に関する意見(案)の原案
および修正案対照表
3. 大学の管理運営に関する意見(案)に対する各大学よりの回答意見
4. 会長談話(案)

大河内委員長主宰の下に開会、委員長より先ず配付の資料について説明があり、各大学よりの意見を盛り込んだ修正案は膨大なものになっているので、朗読を省略し、原案と修正案との対照表について専門委員に説明を願い、それについて検討したい旨が述べられ議事に入る。

まず、大内専門委員より大要次のような説明がなされ、ついで協議が行なわれた。

○原案の国家・社会の表現について、国家にこ

だわる大学もあり、昭和37年の中間報告とも語呂を合わせて社会・国家と修正した。

○原案の「準則にそうように」の表現を拘束的な感じをやわらげるため、「線にそうように」と改めた。

○助手に教育上の責任と負担を負わせていることは異常な事態であり、この事態の解消が先決である。よって、この不明確な助手の地位・職務・処遇については今後の検討にゆだねることとした。

○教員の不利益処分について学長が発議するに当たっては、当該学部の意見を徴することとし、「特別の事由のないかぎり」を削り、また「必ず」の2字を削って文意を弱めた。この2点は相当多数の強い意見により入れたものであり、そしてそれを削ることとしたことは慎重な検討を重ねた結果によったものである。なお、特に、不利益処分については、大学の面目が立つような基準を国大協として考えてほしいとの希望が出された。

○学部の自治は「絶対的なものではない」とする表現を多少変えて、大学全体の自治を生かすこととした。

○共同利用の研究所については、今後慎重な検討が必要であるとするとともに、附置された大学の自治に基づく運営に従うべきであるとしたこと。

○評議会の構成の表現について原案を緩和した。

○国大協として積極的に法制化に協力するような姿勢にとられる向もあるのでこの点をやわらげた。

以上の説明の後各委員より意見が述べられ、またこれについて質疑応答が行なわれた。

最後に委員長より、今回の意見(案)は初期の

案に比してかなり弾力性を持つゆるやかな表現としたこと。大学の意見としてまとめたものでなくそれぞれの学部の意見として提出されたものについては計算に入れることが出来ないので参考にとどめたこと。

なお、数大学から公表については、慎重を期するようとの意見があったが、この点は最終的には総会において審議の上決めることとしたい、本日のご意見により意見案を更に小委員会で検討し、整理を行ない、6月20日開催の理事会にかけて、総会に諮ることとしたい。又いくつかの点については会長談話によって補足することとしたい旨を述べ、了承された。

2. 諸 会 合

(昭和41年5月～6月)

月日(曜)(時刻)	会 議 名
5. 7 (土) 10	常務理事会
" 11 (水) 10	第1回幹事会
" 12 (木) 10	第6常置小委員会

" 17 (火) 13.30	第1常置委員会
" 19 (木) 14	文教問題国会関係懇談会
" 23 (月) 15	第1常置専門委員会
" 25 (水) 11	第5常置委員会
" 27 (金) 10	} 大学運営協議会取纏委員会
" 28 (土) 10	
" 30 (月) 13.30	第1常置委員会
6. 6 (月) 10	第16回大学運営協議会
" 8 (水) 10	第1常置委員会
" 14 (火) 15	第1常置専門委員会
" 16 (木) 14	文教問題国会関係懇談会
" 20 (月) 10	理事会
" 20 (月) 13.30	第2常置委員会
" 20 (月) 13.30	第3, 第4常置合同委員会
" 20 (月) 15	第6常置委員会
" 22 (水) 10	第37回総会(第1日)
" 22 (水) 12	第1常置委員会
" 22 (水) 12	第7常置委員会
" 23 (木) 10	第37回総会(第2日)
" 24 (金) 9	第5回事務連絡会議

B 要 望 書

欠員不補充について

昭和41年8月 日

国立大学協会

会長 大河内 一 男

欠員不補充について（要望）

国立大学協会は標記の件に関し、国立大学職員の適用除外について予てより要望してまいりましたが、去る6月22、23日開催の第37回総会の決議により、研究と教育を目的とする国立大学の特殊性にかんがみ、国立大学における職員を右の対象から除外されるよう、特段の措置を講ぜられたく、別紙のとおり重ねてここに要望いたします。

要 望 書

当協会は、現に実施されている国家公務員の欠員不補充の措置が、一般行政官庁の観点にたつて行なわれ、研究・教育という特殊な目的をもち、かつ、一般行政官庁と組織・機構はもちろんその運営を異にする国立大学に、直ちに、これが適用されることによって、その及ぼす影響の特に重大であることを憂慮し、過去2か年にわたり国立大学における職員を右の対象から除外することを要望してきた。しかるに、右の要望は、その都度ほとんどかえりみられることなく、さらに、昭和41年度においても右の措置が継続し適用されることになったことは甚だ遺憾とするところである。

当協会は、今回の決定が、大学の目的と使命の遂行をますます困難ならしめることを憂え、これが対策として、国立大学における職員を左記の理由によりその対象から除外することを、ここに

重ねて強く要望する。

1. 教育・研究関係職員について

最近における学生の急増に伴い、大学教育の質的水準の維持向上については、現在各大学においてももっとも苦心し、力をそそいでいるところであって、これに対処する途は一に教官とこれを補助する職員の整備充実にまつよりほかはない。また、今日学問研究の急速な進歩発達に即応して、これを推進し、諸外国と比肩しうるためには、これに必要な研究組織を整備し、確立することがもっとも緊要である。

さらに、大学における教育と研究は、単に個々の教官の活動のみによって果たしうるものではなく、教官を中心とする多くの職種の職員をもって組織する協同体の活動によって、はじめて果たされるものである。すなわち、このような協同体を組織する職員は、たとえば、実験・実習の補助、資料の収集・整理・分析、試作品の製作、大型機器の操作、精密計器による測定、実験用動植物の飼育、学術用の図書および文献の収集・整理・提供、練習船の運行等に従事する教務職員、技術・技能職員、図書職員および海事職員であって、しかも、これらの職員は、その職務固有の特殊性から、これに欠員を生じた場合は、一般行政事務に見られるような機動性に欠けているため、他の職員の配置転換あるいは事務の配分又は能率化等によってこれを補うことはまったく不可能な性格をもっている。

したがって、右のような事情にある教育と研究にたずさわる職員の欠員を現状のまま放置することは、教育の質的水準の向上はもちろんこ

れを維持することさえ困難となり、学問研究の面においてもその活動が阻害され、ひいては大学における教育と研究に危機を招来するといつても過言ではない。

2. 医療職員等について

大学の附属病院は、患者の診療を通じて医学の研究・教育を行なう機関であるが、欠員不補充の措置によって、検査、看護、調剤等の部門にも漸次要員の不足をきたし、すでに、やむをえず臨床上の諸検査の受付制限を実施しつつあるのが最近の現状である。このまま推移するならば、外来、入院ともに診療制限を余儀なくされる事態も招来され、国民の健康管理上、ゆゆしい問題となるであろう。

さらに、病院の診療業務の円滑な運営を図るためには、薬価計算、保険事務等の窓口業務もなおざりにすることはできない。とくに、近時における患者の激増ならびに医療保険制度の著しい普及に対処するため、むしろ、これらの業務に従事する職員の増員を必要とする現状において、欠員不補充の措置がとられることは、附属病院の業務の遂行に著しい支障をきたすので、特別の配慮が必要である。

3. 特殊技能職員等について

大学の管理部門に配置される電気・建築・配管等の施設関係技術職員、電話交換手、自動車

運転手、タイピスト等の特別な資格や技術を必要とする職員は、その欠員を他の職員をもって補えず、また、いずれも大学の目的・使命を果たすための管理運営の基本的業務に従事している必要不可欠な職員であって、これらの職種に対する欠員不補充措置の与える障害は極めて多大である。

なお、大学における一般行政事務職員についても、最近における科学技術の振興、大学進学者の激増等、大学の果たすべき役割は重大かつ多岐にわたり、必然的に、その組織、業務の拡大化、多様化、複雑化を招来し、そのため、これが増員の必要性がさげばれながらも、欠員不補充の措置がとられている結果、要員に不足をきたし、やむをえず日々雇用職員をもってこれを補うという彌縫的措置を講じているのが現状である。このような人事管理上および財政上、好ましからざる事態が現に生じていることを訴えて、すみやかに国立大学における一般行政事務職員をその対象から除外されるよう格段の配慮を要望する。

宛 先

内閣官房長官	愛知 揆 一
文 部 大 臣	有 田 喜 一
大 蔵 大 臣	福 田 赳 夫
行政管理庁長官	田 中 茂 穂

C 資 料

1. 管理職員等（国家公務員法） の範囲、その他

（1） 人事院規則17-0

（昭和41年7月9日施行）

管理職員等の範囲

（管理職員等の範囲）

第1条 法第108条の2第3項ただし書に規定する管理職員等は、別表上欄に掲げる組織の区分に応じ、これに対応する同表下欄に掲げる職員

とする。

第2条 各省各庁の長は、管理職員等以外の者が管理職員等になったとき、又は管理職員等が管理職員等以外の職員になったときは、文書の交付その他適当と認める方法によりその旨をその職員に通知しなければならない。

（組織の変更等についての通知）

第3条 各省各庁の長は、別表に掲げる組織に改廃があったとき、又は管理職員等若しくはこれに相当すると認められる職員の官職の改廃若しくは新設があったときは、すみやかにその旨を人事院に通知しなければならない。

別 表（抄）

文 部 省	内 部 部 局	事務次官 官房長 局長 部長 審議官 課長 企画室長 科学官 技術参事官 視学官 主任社会教育官 主任教科書 調査官 監理官（職員団体に関する事務を担当する者に限る。） 史料館長 工事事務所長 工事事務所長補佐 課長補佐（総 括） 課長補佐（人事課，総務課，会計課，企画室及び福利 課に置くものに限る。） 人事係長 予算係長（大臣官房に 置くものに限る。） 文書係長 庁舎係長 宿舍係長 秘書 人事係員 労働係員 守衛長
	国 立 大 学	学長 評議員 教授（大学が人事院と協議して定めるもの に限る。）
	国立大学事務局	事務局長 部長 課長 課長補佐（管理） 人事係長 予 算係長 文書係長 庶務係長 人事係員 労働係員 守衛長
	国立大学の厚生 補導に関する部	部長 次長 課長 課長補佐（管理）

国立大学学部及び教養部	学部長 教養部長 留学生部長 学部主事 留学生課程主事 事務部長 課長 事務長 課長補佐（管理） 事務長補佐 人事係長 庶務係長
国立大学分校	分校主事 事務長 事務長補佐 庶務係長
国立大学国立工業教員養成所	所長 事務長
国立大学国立養護教諭養成所	所長 事務長
国立短期大学	学長 教授（大学が人事院と協議して定めるものに限る。） 短期大学主事 事務長 事務長補佐 庶務係長
国立大学附属学校	校長 園長 教頭 部長 部主事（盲学校、ろう学校及び養護学校に置くものに限る。） 事務長（附属学校部又は高等学校に置くものに限る。） 舎監
国立大学附置研究所	所長 事務長 事務長補佐 人事係長 庶務係長
国立大学附属病院	病院長 分院長 部長 副部長（診療科に置くものに限る。） 医長 医局長 総看護婦長 副総看護婦長 課長 事務長 課長補佐（管理） 事務長補佐 人事係長 守衛長
国立大学学部及び研究所附属の教育施設並びに研究施設（国立学校設置法施行規則（昭和39年文部省令第11号）別表第6及び第7に掲げる施設に限る。）	施設の長 施設の長を直接補佐する職員 事務長 事務長補佐 庶務係長 船長等
京都大学保健診療所	所長 所長を直接補佐する職員
国立大学附属図書館	館長 分館長 事務部長 課長 事務長 課長補佐（管理） 事務長補佐 庶務係長（分館に置くものに限る。）

学内共同利用施設及び全国共同利用施設	施設の長 庶務係長
東南アジア研究センター	所長
保健管理センター	所長

(以下省略)

備考

1 この表中「局長」,「事務局長」,「次長」(「局」,「所」等の名称を冠した次長をすべて含む。),「部長」(「事務」,「教務」等の名称を冠した部長をすべて含む。),「参事官」(「管理」,「調査」等の名称を冠した官をすべて含む。),「課長」(「総務」,「庶務」等の名称を冠した課長をすべて含む。),「主幹」,「幹事」,「主事」(「教務」等の名称を冠した主事をすべて含む。),「館長」(「図書」等の名称を冠した館長をすべて含む。),「室長」(「庶務」,「検査」等の名称を冠した室長をすべて含む。),「分室長」,「場長」,「所長」(「事務」,「事業」等の名称を冠した所長をすべて含む。),「副所長」,「事務長」,「技術長」,「支局長」,「支所長」,「支場長」,「出張所長」,「校長」,「分校長」,「教頭」,「院長」,「病院長」,「分院長」,「副院長」及び「総看護婦長」とは,法律若しくは政令でその官職の設置が定められているもの又はこの備考で別に定めるものを除き,この規則の施行の日(以下「施行日」という。)における府令,省令文化財保護委員会規則,人事院規則又は会計検査院規則に定めるものをいう。

2 この表中次に掲げる用語については,次の定義に従うものとする。

- (1) 課長補佐 課若しくは課に準ずる室の長又は厚生管理官を直接補佐する職員であって,係(課,室,所,署等を構成する最小単位の組織(職員2名以上をもって構成するものに限る。))で,恒常的な所掌事務をもつものをいう。以下同じ。)の長を監督する地位にある者をいう。
- (2) 課長補佐(総括) 課若しくは課に準ずる室の長又は厚生管理官の職務について全般的にこれらを補佐する課長補佐をいう。
- (3) 課長補佐(管理) 部内の人事,組織,定員,経理,文書の審査,庁舎又は宿舎に関する事務を主として担当する課長補佐をいう。
- (4) 課長補佐(人事) 局,部又は2以上の出先機関の職員の人事に関する事務を主として担当する課長補佐をいう。
- (5) 課長補佐(予算) 2以上の出先機関の予算に関する事務を主として担当する課長補佐をいう。
- (6) 人事係長 部内職員の任用,昇格,昇給,保健,レクリエーション,安全,厚生,分限,懲戒,苦情処理若しくは服務に関する事務,部内の職員団体との関係に関する事務(以下「労働関係」という。),部内の組織に関する事務若しくは部内の定員配置に関する事務をもつばら担当する係又はこれらの事務を主と

- して担当するほか、部内職員の人事記録、試験、給与の支払い、勤務評定、研修、災害補償その他人事に関する事務を担当する係の長をいう。
- (7) 予算係長 予算に関する事務をもっぱら担当し又はこれらの事務を主として担当するほか、その他の経理に関する事務を担当する係の長をいう。
- (8) 文書係長 部内の人事、組織、職務の分掌、庁舎の管理等に関する規程案の審査に関する事務を主として担当する係の長をいう。ただし、字句の審査のみを担当するものを除く。
- (9) 庁舎係長 主として庁舎の管理又は警備を担当する係（庁内の取締りを担当しないものを除く。）の長をいう。
- (10) 宿舍係長 職員の宿舍に関する事務をもっぱら担当する係（部内職員に対する宿舍の割当に関する事務を担当しないものを除く。）の長をいう。
- (11) 庶務係長 人事係長の所掌事務と同様の事務を担当するほか、庶務に関すること等を担当する係の長をいう。
- (12) 秘書 大臣、政務次官、事務次官、外局の長官又はこれらに相当する者の秘書事務を担当する職員のうち監督的地位にある者をいう。
- (13) 人事係員 主として部内職員の任用、昇格若しくは昇給又は労働関係についてその企画に関する事務を担当する上席係員をいう。
- (14) 労働係員 主として労働関係を担当する職員をいう。ただし、文書の謄写、浄書等の単純な事務のみを担当する者を除く。
- (15) 守衛長 守衛（庁舎又は構内の警備に従事する職員をいう。）のうち監督的地位にある者をいう。
- (16) 課長（人事） 部内の人事に関する事務を担当する課の長をいう。
- (17) 船長等 規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）別表第6の備考に定める大型船舶（甲）又は大型船舶（乙）の船長、機関長、一等航海士及び事務長、同規則に定める中型船舶（甲）の船長及び機関長並びに同規則に定める中型船舶（乙）の船長をいう。
- 14 文部省の項中内部部局の項に掲げる「工事事務所長補佐」、国立科学博物館附属自然教育園の項に掲げる「園長」及び国立近代美術館の項に掲げる「分館長」とは、施行日における文部省設置法施行規則（昭和28年文部省令第2号）に定めるものをいい、国立大学附属学校の項に掲げる「舎監」とは、施行日における学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に定めるものをいい、国立大学附属図書館の項に掲げる「分館長」とは、施行日における国立学校設置法施行規則（昭和39年文部省令第11号。以下この項において「省令第11号」という。）に定めるものをいい、国立国語研究所の項に掲げる「部長」及び「課長」とは、施行日における国立国語研究所設置法（昭和23年法律第254号）に基づいて国立国語研究所の所長が定めた組織規程に定めるものをいい、国立大学学部及び教養部、国立大学分校、国立短期大学、国立大学附置研究所、国立大学学部及び研究所附属の教育施設並びに研究施設及び国立大学附属図書館の項に掲げる「事務長補佐」並びに国立大学附属病院の項に掲げる「副部長」、「医局長」、「副総看護婦長」及び「事務長補佐」とは、施行日における省令第11号に基づく各国立学校内部規則に定めるものをいい、国立高等学校の項に掲げる「舎監長」とは、国立高等学校に附属する寄宿舎内における生活に関して

安全の確保、衛生の保持、施設の管理その他寄宿舎の運営に関する業務に従事する職員のうち総括的に監督する地位にある者をいう。

- 15 文化財保護委員会の項中「主任文化財調査官」とは、施行日における課長補佐、文化財調査官等に関する規程（昭和39年5月26日文化財保護委員会訓令第1号）に定めるものをいう。

(2) 人事院規則 17-1

(昭和41年7月9日施行)

職員団体の登録

(登録の申請)

第1条 職員団体が、法第108条の3の規定に基づいて登録を申請する場合には、その代表者を通じて、次の各号に掲げる事項を記載した正副2通の申請書を提出しなければならない。

- 1 理事その他の役員の氏名、住所及び官職（職員でない者については、その職業）
- 2 すべての事務所の所在地
- 3 連合体である職員団体にあっては、構成団体の名称

2 前項に定める申請書には、規約のほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 1 規約の採択、役員を選挙その他これらに準ずる重要な行為が、法第108条の3第3項の規定に従って行なわれたこと並びにその投票の日、場所及び結果を証明する書類
- 2 法第108条の3第4項の規定に従って組織されていることを証明する書類

(登録)

第2条 人事院は、前条に規定する申請があった場合において、当該団体が法第108条の3第2項から第4項までの規定に適合する職員団体で

あるときは、規約及び申請書の記載事項を職員団体登録簿に登録しなければならない。

(通知)

第3条 人事院は、前条の規定による登録をしたときはその旨を、しないときは理由を付してその旨を当該団体に書面で通知しなければならない。

(登録事項の変更)

第4条 登録された職員団体は、規約又は申請書の記載事項に変更があったときは、その変更の日から10日以内に、その代表者を通じて、変更された事項を記載した正副2通の書面によりその旨を届け出なければならない。

- 2 規約の改正、役員を選挙その他これらに準ずる重要な行為とされている事項の変更があった場合には、前項に定める書面に、その変更が法第108条の3第3項の規定に従って行なわれたこと並びにその投票の日、場所及び結果を証明する書類を添付しなければならない。
- 3 第2条及び前条の規定は、変更された事項の登録について準用する。

(登録された職員団体の解散)

第5条 登録された職員団体は、解散したときは、解散の日から10日以内に、その代表者を通じて、その解散が法第108条の3第3項の規定に従って行なわれたこと並びにその投票の日、場所及び結果を証明する書類を添付した書面によりその旨を届け出なければならない。この場合において、その解散が適法なものであるときは、人事院は、当該職員団体の登録をまっ消するものとする。

(登録の効力停止)

第6条 人事院は、法第108条の3第6項の規定に基づき、職員団体の登録の効力を停止する場合においては、その事由を付して当該職員団体

に書面で停止の期間を通知しなければならない。

(登録の取消し)

第7条 人事院は、法第108条の3第6項の規定に基づき、職員団体の登録を取り消すときは、別に定めるところにより、あらかじめ口頭審理を行わなければならない。

2 人事院は、職員団体の登録を取り消したときは、当該団体にその旨を書面で通知しなければならない。

(法人)

第8条 法第108条の4に規定する法人となる旨の申出は、書面でしなければならない。

2 人事院は、前項の申出があったときは、その申出の受理証明書を当該職員団体に交付しなければならない。

3 登録を申請する職員団体が登録後直ちに法人となろうとする職員団体であるときは、第1条に規定する申請書に法人となる旨の申出を記載した書類を添付することができる。この場合において、当該職員団体が登録されたときは、登録後直ちに法第108条の4に規定する法人となる旨の申出があったものとみなす。

(経過規定)

第9条 国家公務員法の一部を改正する法律(昭和40年法律第69号)附則第2条第1項の規定により登録の申請をする職員団体は、第1条に規定する申請書に同法による改正前の法の規定に基づく登録をされた日を記載した書面を添付しなければならない。

(3) 人事院規則17-2

(昭和41年7月9日施行)

職員団体のための職員の行為

第1条 職員は、あらかじめ承認を得た休暇、その他法第101条第1項の規定に基づき職務に専念する義務を免除されている期間中は、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動することができる。

2 職員は、前項の規定により職員団体のためその業務を行ない、又は活動することによって、他の職員の職務の遂行を妨げ、又は国の事務の正常な運営を阻害してはならない。

(4) 人事院規則17-0(管理職員等の範囲)の公布について(通知)

国人第6の8号

昭和41年7月9日

各国立学校の長殿

文部省大臣官房長

岩間 英太郎

このたび、別添のとおり、人事院規則17-0(管理職員等の範囲)等が公布施行されたむね人事院事務総長から通知がありましたのでお知らせします。

なお、人事院規則17-0(管理職員等の範囲)(以下「規則17-0」という。)の規定により、管理職員等とされた者は、国家公務員法第108条の2第3項ただし書の規定により、管理職員等以外の職員とは同一の職員団体を組織することはできないこととなり、管理職員等と管理職員等以外の職員とが組織する団体は同法にいう職員団体ではないこととなるので、同規則の周知についてご配慮願うとともにその運用については下記の事項にじゅうぶんご留意願います。

記

(1) 管理職員等以外の者が管理職員等になったと

き、または管理職員等が管理職員等以外の職員になったときは、文書の交付、その他適当と認める方法によりその旨をその職員に通知しなければならないこと。

(2) 規則17—0 第1条別表に掲げる管理職員等の定めのうち、留意すべき点は次のとおりである。

(一) 内部部局

(ア) 「課長補佐（総括）」には、大臣官房の人事課、総務課、会計課、企画室および管理課、福利課を除く各課の課長補佐のうち1人がこれに該当するものであること。

(イ) 「課長補佐（人事課、総務課、会計課、企画室及び福利課に置くものに限る。）」には、副長および班主査が含まれるものであること。

(二) 国立大学および国立短期大学

(ア) 「評議員」とは、国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則（昭和38年文部省令第11号）第2条および第9条に規定する者をいうものであること。

(イ) 「教授（大学が人事院と協議して定めるものに限る。）」については、大学の管理運営について責任を有する職務に従事することとされている者がこれに該当する趣旨であるから、当該大学の実態に即し適正に定むべきこと。

(三) 国立大学事務局

「課長補佐（管理）」には、国立大学事務局の庶務課、人事課、会計課、主計課、経理課、管財課もしくは器材調達課の課長補佐全員または施設課もしくは企画課の課長補佐1人が該当するものであること。

(四) 国立大学の厚生補導に関する部

「課長補佐（管理）」には、部の人事等を

掌る課の課長補佐1人が該当するものであること。

(五) 国立大学学部および教養部

「学部主事」には、国立学校設置法施行規則（昭和39年文部省令第11号）（以下「規則」という。）第4条第1項に規定する夜間学部主事が含まれるものであること。

(六) 国立大学附属病院

(ア) 「国立大学附属病院」には、規則第16条第1項に規定する附置研究所附属の病院が含まれるものであること。

(イ) 「部長」とは、診療科の長、中央検査部、中央放射線部、中央手術部、中央材料部、輸血部、救急部等中央施設部の長、薬剤部長または事務部長をいうものであること。

(ウ) 「副部長（診療科に置くものに限る。）」および「医局長」とは、規則に基づく各国立学校内部規則に定めるものをいい、名称は異なるがこれらと同様の職務権限を有する者も内部規則に定めるものであれば含まれるものであること。

(七) 国立大学学部および研究所附属の教育施設および研究施設

「施設の長を直接補佐する職員」とは、農場分場長、地方演習林長、農場主事、牧場主事、演習林主事、実験実習場主任、植物園主任、各種学校の副校長（副校長が置かれていない場合は、教務主任）または名称は異なるがこれらと同様の職務権限を有する者をいうものであること。

(3) 管理職員等に該当する官職等に発令、命課等を行なう場合は、今後すべて文書を交付してすることとし、部内職員団体との関係に関する事務を担当する部、課、係等にあつては、所掌事務を規程等に明記されたい。

なお、従来慣行によって取扱われている官職等についてはその実情に即し明文化する等所要の整備をはかられたいこと。

(以下省略)

(5) 国家公務員法の一部を改正する法律等の施行について(通知)

文人審第 137 号

昭和41年 7 月 9 日

各国立学校の長殿

文部省大臣官房人事課長

諸 沢 正 道

国家公務員法の一部を改正する法律(昭和40年法律第69号)以下「一部改正法」という。)のうち、未施行となっていた職員団体に関する規定の施行については、昭和41年6月15日付け国人第82号で、人事院規則17-0(管理職員等の範囲)等の公布施行については昭和41年7月9日付け国人第6の8号で、それぞれ、文部省大臣官房長から通知したところでありますが、このたび施行された国家公務員法の改正規定ならびに経過規定および人事院規則17-2(職員団体のための職員の行為)の概要等については下記のとおりでありますので、じゅうぶんご留意のうえ、遺憾のないようお願いいたします。

なお、在籍専従制度に関する規定の概要等については、おって、お知らせします。

記

1. 職員団体の組織に関する事項

(1) 職員団体の定義

職員団体とは、「職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体またはその連合体をいう」ものとして、国家

公務員法(昭和22年法律第120号)(以下「法」という。)において職員団体の定義が定められたこと(法第108条の2第1項)。

(2) 管理職員等と管理職員等以外の職員との関係

管理もしくは監督の地位にある職員または機密の事務を取り扱う職員(以下「管理職員等」という。)と管理職員等以外の職員とは同一の職員団体を組織することができず、管理職員等と管理職員等以外の職員とが組織する団体は、法にいう職員団体ではないものとされたこと(法第108条の2第3項ただし書)。

(3) 管理職員等の範囲

管理職員等の範囲は、人事院規則で定めるものとされたこと(法第108条の2第4項)。文部省関係の管理職員等の範囲は、人事院規則17-0(管理職員等の範囲)(以下「規則17-0」という。)別表中文部省の項および文化財保護委員会の項に掲げるものであること。

2. 職員団体の登録に関する事項

(1) 職員団体の登録要件

職員団体の登録要件は、次のとおりであることを法で定めたこと。

ア 職員団体の規約に、法第108条の3第2項に掲げる事項が記載されていること。

イ 職員団体の規約の作成または変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為について法第108条の3第3項に定めるところにより、その手続が定められ、かつ、その手続によって行なわれていること。

ウ 職員団体が職員のみをもって組織されていること。この場合において、分限処分または懲戒処分によって免職された職員で、

当該処分を受けてから1年以内のもの、またはその期間内に当該処分について不服申立を行ない、または訴えを提起して係争中のものをひきつづき構成員にとどめていること、および、現に当該職員団体の役員である職員以外の者を構成員としていることを防げないこと（法第108条の3第4項）。

なお、職員でない者の役員就任を認めている職員団体をそのゆえをもって登録の要件に適合しないものと解してはならないものとされたこと（法第108条の3第5項後段）

(2) 登録に関する経過措置

ア 一部改正法附則第1条ただし書の規定による施行の際、現に存する改正前の国家公務員法（以下「旧法」という。）に基づく登録をされた職員団体は、昭和41年6月14日から起算して1年以内に、法第108条の3の規定による登録の申請をすることができること。

この場合において、人事院は、申請を受理した日から起算して30日以内に法第108条の3の規定による登録をした旨またはしない旨の通知をしなければならないものとされたこと（一部改正法附則第2条第1項）。

イ 旧法の規定に基づく登録をされた職員団体で、アの登録の申請をしないものの取扱いについては、昭和41年6月14日から起算して1年を経過するまでの間、アの登録の申請をしたものの取扱いについては、人事院から登録をした旨またはしない旨の通知を受けるまでの間は、なお従前の例によることとし、この場合においても法第108条の5（交渉）の規定の適用があるものとされたこと（一部改正法附則第2条第2項）。

3. 交渉に関する事項

(1) 登録職員団体との交渉

当局は、法に基づく登録をされた職員団体から、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、およびこれに附帯して、社会的または厚生的活動を含む適法な活動にかかる事項に関し、適法な交渉の申し入れがあった場合には、その申し入れに応ずべき地位に立つものとされたこと（法第108条の5第1項）。

(2) 国の管理運営事項

国の事務の管理および運営に関する事項は交渉の対象とすることができないものとされたこと（法第108条の5第3項）。

(3) 交渉に当たる当局

職員団体が交渉することができる当局は、交渉事項について適法に管理し、または決定することができる当局とするとされたこと（法第108条の5第4項）。

(4) 交渉の手続

交渉の手続が、次のとおり法定されたこと。

ア 交渉は、当局と職員団体があらかじめ取り決めた員数の範囲内で、当局が指名する者と職員団体がその役員の中から指名する者との間において行なわなければならないこと（法第108条の5第5項前段）。

イ 交渉に当たっては、当局と職員団体との間において交渉に当たる者の員数、議題、時間場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めなければならないこと（法第108条の5第5項後段）。

ウ 職員団体は、特別の事情があるときは、役員以外の者を交渉に当たる者として指名することができること。この場合において、その指名を受けた者は、交渉の対象である特定の事項について交渉する適法な委任を職員団体の執行機関から受けたことを文書によって証

明できる者でなければならないこと（法第108条の5第6項）。

エ 交渉がアからウまでに掲げる事項に適合しないこととなったとき、または他の職員の勤務の遂行を妨げ、もしくは国の事務の正常な運営を阻害することとなったときは、交渉を打ち切ることができるものであること（法第108条の5第7項）。

オ 法第108条の5に規定する適法な交渉は、勤務時間中においても行なうことができるものであること（法第108条の5第8項）。

4. 職員団体のための職員の行為に関する事項

(1) 職員は、あらかじめ承認を得た休暇、その他法第101条第1項の規定に基づき職務に専念する義務を免除されている期間中は、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、または活動することができるものであること（人事院規則17—2（職員団体のための職員の行為）第1条第1項）。

(2) 職員は、職員団体のためその業務を行ない、または活動することによって他の職員の職務の遂行を妨げ、または国の事務の正常な運営を阻害してはならないものとされたこと（同規則第1条第2項）。

2. 大学院の単位の大学間における互換について

(1) 関東、東北6大学の協定

大学院委託聴講生に関する協定書

大学はその機能をはたすのに単独でするよりも、大学間の提携によって協力する方が能率的であることは言うまでもない。最も望ましいのは、この協力が国の内外と国公私立の区別なく、学部と大学院の研究と教育との両方面におよぶことで

あろう。このような状態に近づく第一歩として、下記の六大学は大学院英文学専攻に委託聴講生の制度を設けることに一致した。

委託聴講生とは、学生が研究上の必要から自己の属する大学院以外の大学院の授業を聴講することを希望するとき、両大学院間の諒解により所属大学院から相手大学院に委託される聴講生のことであり、委託聴講生の取扱いについては次のとおり、これを定める。

- (1) 大学院に在籍する学生が研究上の必要により、他大学大学院の学科目を聴講しようとするときは、所属大学院の指導教授の諒解を得たうえで所属大学院を通じ、希望する大学院にその旨申し出るものとする。
- (2) 定められた手続きを経て他大学大学院学生の聴講申し込みを受けたときは、当該大学院は正規の授業にさしつかえがないかぎり聴講を許可する。
- (3) 委託聴講生の聴講料については協定校間の協議により、それぞれの大学においてこれを定める。

協定校名（アルファベット順）

青山学院大学
上智大学
明治学院大学
東北学院大学
東洋大学
津田塾大学

(2) 関西4大学大学院学生との交流に関する申し合わせ

関西大学・関西学院大学・同志社大学・立命館大学は、大学院学生の学科履修交流につき、当分左記の諒解にもとづいて行なう。

1. 大学院学生が研究上の必要により他の大学の

大学院学科目の履修を希望するときは、所属大学大学院研究科長または指導教授の許可を得て所属大学に申し出ることができる。この場合、当該指導教授は、学生の希望する他の大学の大学院の学科目担当教授に予め諒解を求めるものとする。

2. 前条の手続によって他の大学より学科目履修の申し出を受けたときは、当該大学は、大学院の正規の授業に支障ない限り、この申し出を許可するものとする。
3. 所属大学の大学院研究科委員会は、この手続

によって他の大学の大学院学科目を履修した学生に対し、所属大学の大学院学則の許す範囲内において、その学科目の単位を認定することができる。

4. この手続による聴講料については、当分の間個別的にその徴収を行なわない。但し実験等に要する費用はこれを徴収することができる。
5. この申し合わせによる学科目履修交流のため、4大学は毎学年の開講学科目・時間表等を交換するものとする。

3. 昭和40年度大学卒業生就職状況調査結果の概要

(昭和41年3月31日現在)

昭和41年7月

文部省大学学術局学生課

などを明らかにし、就職対策の基礎資料を得ることを目的として、卒業年次在籍者数約25万名から約1万名を抽出して行なわれたものである。ただし、この調査においては、医学部医学科、歯学部、商船学部、専攻科、別科および国立大学義務教育教員養成学部の学生は除外してある。

I 調査の方法

1 調査の目的

この調査は、昭和41年3月の大学卒業者について、就職試験ならびに就職希望および決定の状況

2 調査票回収状況

区 分	計	4 年 制 大 学				短 期 大 学			
		小 計	国 立	公 立	私 立	小 計	国 立	公 立	私 立
卒 業 年 次 在 籍 数	245,529	185,081	35,280	7,349	142,452	60,448	2,959	6,163	51,326
標 本 抽 出 率	平均 (4.1%)	平均 (2.9%)	1/20	1/4	1/80	平均 (7.8%)	1/2	1/4	1/30
調 査 数	10,129	5,385	1,766	1,839	1,780	4,742	1,487	1,545	1,710
有 効 回 収 枚 数	9,498	5,026	1,727	1,729	1,570	4,472	1,452	1,492	1,528
有 効 回 収 率	93.8%	93.3%	97.8%	94.0%	88.2%	94.3%	97.6%	96.6%	89.3%

II 調査の結果

A 卒業生と卒業後の方針

昭和41年3月の卒業生総数は第1表に示すとお

り約23万6千人で、前年に比して約3万人の増である。この増の内訳は、4年制大学約2万7千人(男子約2万3千人、女子約4千人)、短期大学

第1表 卒業 者 数

単位 (人)

区 分	4 年 制 大 学			短 期 大 学			計
	男	女	小 計	男	女	小 計	
国 立	— 29,497	— 2,734	(29,873) 32,231	— 2,317	— 160	(2,437) 2,477	(32,310) 34,708
公 立	— 5,282	— 1,661	(5,766) 6,943	— 1,910	— 4,125	(5,622) 6,035	(11,388) 12,978
私 立	— 117,224	— 20,416	(114,245) 137,640	— 9,476	— 40,747	(48,379) 50,223	(162,624) 187,863
計	(128,985) 152,003	(20,899) 24,811	(149,884) 176,814	(14,809) 13,703	(41,629) 45,032	(56,438) 58,735	(206,322) 235,549

(注) 表中の上段 () 内は前年度の数字。以下同じ。

約3千人(男子約1千人減, 女子約4千人増), 設置者別では, 国立, 公立ともに約2千人増, 私立約2万5千人増である。

卒業者のうち就職を希望した者は約18万1千人(昼間部約17万2千人, 夜間部約9千人)で, 就職希望率(就職希望者数/卒業者数)は昼間部では約82%, 夜間部では約37%にあたり, 昨年と比べて昼間部で約2%, 夜間部で約9%の減となっている。就職希望者以外のものは, 昼間部では主として進学, 夜間部では現職停留である。

B 就職状況について

- (1) 就職決定者は約16万5千人(4年制大学約13万7千人, 短期大学約2万8千人)で, 前年度より約1万4千人増えている。就職決定率(就職決定者/就職希望者)は第2表に掲げるとおりであり, これで見ると, 全体では90.6%で前年度を1.7%下回っており, 男子では95.1%で1.3%の減, 女子では78.9%で3.2%の減となっている。

第2表 就 職 決 定 率 (%)

区 分	4 年 制 大 学			短 期 大 学			合 計		
	男	女	小 計	男	女	小 計	男	女	計
国 立	(98.3) 98.1	(84.7) 92.4	(97.0) 97.7	(93.5) 87.9	(36.0) 83.1	(92.1) 87.4	(98.1) 97.8	(84.2) 92.0	(96.8) 97.3
公 立	(98.3) 96.3	(82.2) 77.3	(94.8) 91.9	(86.3) 84.7	(73.8) 70.8	(76.6) 73.8	(95.9) 94.4	(75.8) 72.7	(86.3) 84.2
私 立	(96.6) 94.7	(86.3) 88.4	(95.3) 93.9	(87.1) 87.7	(80.7) 73.7	(81.6) 75.4	(96.1) 94.5	(82.6) 78.8	(91.9) 89.9
計	(97.0) 95.4	(86.2) 88.1	(95.6) 94.5	(87.9) 87.3	(79.9) 73.4	(81.4) 75.5	(96.4) 95.1	(82.1) 78.9	(92.3) 90.6

制度別および男女別にみると, 4年制大学男子が1.6%減, 短期大学男子が0.6%減, 同女子が6.5%減であるのに対し, 4年制大学女子は逆に1.9%の増を示しており, 特に国立女子

の伸びが大きい。

学科系統別にみると, 4年制大学では前年度に比べて増加したのは, 家政の約9%増を筆頭に, 教育・体育・薬学(約2~3%増)で, 減

少したのは、経済・商学、文学、法律・政治（約2～3%減）となっている。また、短期大学については、家政、文学、農学と軒並みに減となっている。

(2) 就職決定者の就職先は、事業規模別では前年度に比べて、中小企業が約2万1千人増えたのに対して、大企業は逆に約1万1千人の減となっている。また全就職決定者数に対する大企業就職決定者の割合は、第3表でわかるように、4年制大学では41%（中小企業40%）、短期大学では約26%（中小企業39%）となっている。

第3表 事業規模別決定状況

区分	大企業 (500人以上)	中企業 (100～499人)	小企業 (100人未満)	その他	計	
4年制大学	男	43.6	32.6	9.3	14.5	100.0
	女	21.5	14.8	11.5	52.2	100.0
	小計	(51.9) 41.0	(24.9) 30.5	(3.9) 9.5	(19.3) 19.0	100.0
短期大学	男	14.2	42.9	30.0	12.9	100.0
	女	28.6	20.9	11.0	39.5	100.0
	小計	(37.5) 26.1	(22.2) 24.7	(9.8) 14.3	(30.5) 34.9	100.0
計	(49.0) 38.5	(24.3) 29.5	(5.2) 10.4	(21.5) 21.6	100.0	

(注)「その他」とは「学校、官公庁」および「不明」である。

産業種類別では、農林、水産、建設、化学、電気、卸・小売業、金融・保険、教育、公務関係の増に対して、印刷・出版、機械などの減少が目立つ。全体的には、第3次産業に就職する者は前年度より約1万4千人多くなっているが、第2次産業では約1千人減となっている。

事業所地域別では、京浜、出身大学所在県（京浜および京阪神を除く。）、其他地区が増

加したのに対し、京阪神地区は約1千人減少した。

(3) 事業規模別の就職希望と決定の相関をみると、4年制大学では、大企業を希望した者のうち、希望どおり大企業に就職できた者は約73%（前年度に比べて約12%減）、中小企業へ就職した者が約18%（同約8%増）、小企業へ就職した者が約3%（同約1%増）、一方中企業を希望した者のうち、中企業に就職できた者は約71%（同約6%減）、小企業へ就職した者が約11%（同約5%増）、そして小企業を希望して小企業へ就職した者が約85%（同約6%減）となっている。また短期大学についてもほぼ同様の傾向を示している。

(4) 学科系統別に、その決定した職種を4年制大学についてみると、法律・政治、経済・商学の89～90%は事務、販売業務の職に、理学の約93%は技術、教育・研究の職に、工学の約87%、農学の約62%が技術職に、教育・体育、家政の78～81%が教育・研究の職につき、また薬学は技術、教育・研究、販売業務の職に（掲げた順にいずれも20～30%台）、文学は教育・研究（約29%）事務、販売業務（両方で58%）の職に散在している。

C 受験と決定の期時について〔4年制大学のみ〕

全受験回数に対する各月の受験回数の割合についてみると、その割合が高い月は理工系で6月（約24%）と7月（約33%）、文科系その他で7月（約37%）であり、以降12月までおおむね10%台となっている。

（10月1日）より前に受験した者の割合は第4表にあるとおり、理工系で約84%（前年度より約2%減）、文科系その他で約78%（前年度より約5%減）であり、同じく決定した者の割合は、理

工系で約60%（同約5%減），文科系その他で約49%（同約11%）減である。また，申し合わせによる就職事務開始期日（事務系・7月1日，技術系・6月1日）より前に受験した者の割合は，理工系で2.1%（前年度より1.5%減），文科系その他で7.5%（同3.6%減）である。なお，41年1月から3月末までの決定者は前年度より約6%増となっている。

1人当りの受験回数は理工系で2.0回，文科系その他で3.3回となっており，前年度をやや上回る程度である。

D 民間企業の初任給について

4年制大学における平均額は24,800円で前年度の約8%増，短期大学では，19,660円で約10%の

第4表 受験および決定の時期（各月の累計）（%）

区 分	5月 以前	6月	7月	8月	9月	全受験 回数	
受験時期	理工系	(3.6) 2.1	(33.9) 25.8	(63.4) 58.5	(75.2) 73.5	(85.9) 84.2	100.0
	文科系 その他	(0.8) 0.1	(11.1) 7.5	(48.8) 44.2	(68.5) 63.6	(83.3) 78.2	100.0
決定時期	理工系	(1.9) 0.0	(22.5) 8.2	(44.9) 32.1	(56.7) 47.5	(64.3) 59.6	100.0
	文科系 その他	(1.8) 0.2	(6.9) 2.1	(30.8) 17.9	(47.9) 35.7	(60.8) 49.4	100.0

増であるが，上昇率については4年制大学では前年度をいくらか下回り，短期大学では逆に上回っている。

男女別の格差については，4年制大学では1,260円で前年度とほとんどかわりがない。

D そ の 他

1. 学長・役員等の異動について

会報第32号報告以降学長、役員等の交替は次のとおりである。

(1) 学長の交替

大学名	旧	新
大阪学芸大学	北川 康夫	小林 篤郎
広島大学	皇 至道	(学長事務取扱) 小川 二郎
広島大学	(学長事務取扱) 小川 二郎	川村智治郎
東京工業大学	大山 義年	実吉 純一
埼玉大学	藤岡 由夫	和達 清夫

(2) 役員交替

役職名	旧	新
理事(東京工業大学長)	大山義年	実吉純一
理事(埼玉大学長)	藤岡由夫	和達清夫

2. 科学者待遇問題に関するシンポジウムについて

日本学術会議科学者の待遇問題委員会の主催をもつて第1回科学者待遇問題に関するシンポジウム(国立大学・試験研究機関の研究者を中心に)が、昭和41年6月3日13時30分から17時まで日本学術会議講堂で次のとおり行なわれた。

1) 開会の辞 挨拶及び経過説明

日本学術会議科学者の待遇問題委員会委員長
労働科学研究所経済学研究部長 藤本 武

2) 座長 藤本 武

3) 国立大学の教官その他研究者の待遇問題について

国立大学協会給与制度改善小委員会専門委員

東京大学教授 有泉 亨

4) 全国国立大学教官待遇改善懇談会代表世話人

東京大学教授 加藤 一郎

5) 国立試験研究機関研究者の待遇問題について

各省直轄研究所長連絡協議会事務局長

気象研究所所長 荒川 秀俊

6) 討論

7) 閉会の辞

日本学術会議科学者の待遇問題委員会幹事

気象研究所(応用研)室長 神山 恵三

3. 寄贈図書

九州大学教育学部紀要(第11輯) 同大教育学部

就職のための会社案内(昭和41年) 財団法人

学徒援護会

採用のための大学案内(昭和41年) 同上

Scholarly Books in America (April 1966)

学会月報(688号~692号) 学会

東京芸術大学美術学部紀要(第2号)

同大美術学部

Universitas Vol. 8 (1966)

京都大学教育学部紀要 XII (1966) 同大教育学部

試験研究(特集:研究職員の意見調査) 人事院

教員の勤務時間に関する調査資料 参議院文教

委員会調査室

大学・高等学校の入学試験制度改善に

関する調査資料

同上